

ニュージーランド
商標規則
SR2003/187
2020年2月13日施行

目次

- 規則 1 呼称
- 規則 2 施行
- 規則 3 解釈

第 1 部 局長に対する出願，通知及び請求

書類

- 規則 4 書類は英語又はマオリ語表記にしなければならない
- 規則 5 手続において提出する書類の様式
- 規則 6 署名
- 規則 7 電子書類

提出書類

- 規則 8 情報又は書類は事件処理装置を通して電子的に提出しなければならない
- 規則 9 書類は適正な様式で受領されたときに提出されたものとする
- 規則 10 提出日

書類の補正

- 規則 11 書類の補正請求
- 規則 11A 申立書の補正請求

裁判所に対する申請の通知

- 規則 12 裁判所に対する申請についての局長への通知

第 2 部 宛先

- 規則 13 送達宛先の届出
- 規則 15 通信用宛先の届出
- 規則 16 宛先の変更
- 規則 17 宛先又は宛先変更の届出
- 規則 17A 局長は送達宛先の提出を要求することができる
- 規則 18 宛先の充分性

第 3 部 代理人

- 規則 19 代理人の定義

- 規則 20 代理人は規則の適用上本人に代わり行動することができる
- 規則 21 局長は通知を代理人に送達及び送付することができる
- 規則 22 代理人の本人は一定の場合には局長に委任状を提出しなければならない
- 規則 23 局長はある者を代理人として承認することを拒絶することができる
- 規則 24 局長は承認拒絶を通知しなければならない
- 規則 25 代理権の取消又は変更についての局長に対する通知
- 規則 25A 代理権の取消通知は代理人が行うことができる

第 4 部 局長の手續管理

事件の処理

- 規則 26 局長は当事者に事件処理会議に出席することを求めることができる
- 規則 27 全当事者は、事件処理会議における局長の指示に遵守しなければならない

手續の停止

- 規則 28 局長は手續を停止することができる

当事者

- 規則 29 当事者の代替
- 規則 30 第三者による参加

書類の提出

- 規則 31 局長は書類の提出を求めることができる

手續の併合

- 規則 31A 局長は手續を併合することができる

期間の延長

- 規則 32 局長は期間を延長することができる

証拠

- 規則 33 証拠を提出する当事者は証拠の写しを相手方当事者に送付しなければならない
- 規則 34 提出期限後の証拠提出
- 規則 35 提出期限後の証拠提出の許可を求める申請
- 規則 35A 提出期限後の証拠提出が許可された場合の応答証拠の提出の権利
- 規則 35B 別の手續からの証拠
- 規則 35C 局長は当事者らに対し、秘密保持の合意に達するべく最善の努力を払うよう要求することができる

訴訟濫用の申請

- 規則 36 訴訟濫用の申請

第5部 予備的勧告又は登録簿調査を求める申請

規則 37 予備的勧告又は登録簿調査を求める申請

規則 38 予備的勧告又は登録簿調査を求める申請に必要な情報

規則 39 2以上の区分における商品及びサービスについて予備的勧告又は登録簿調査を求める申請

規則 40 同一又は類似の商標が後に特定された場合の手数料の還付

第6部 商標の登録出願

出願の要件

規則 41 登録出願の必須要件

規則 42 出願時に登録出願において必要とされる情報

規則 43 出願の受理までに区分を追加することができる

規則 44 出願受理前に提供しなければならない情報

規則 45 局長は追加情報を請求することができる

条約優先権の主張

規則 46 条約優先権は出願時に主張しなければならない

規則 47 条約優先権の主張に必要なとされる情報

使用に応じて変わることがある名称又は記述を含む商標の登録

規則 48 使用に応じて変わることがある名称又は記述を含む商標の登録

分割

規則 49 商標出願の分割

規則 50 分割を求める申請

規則 51 分割を求める申請に必要なとされる情報

規則 52 分割の効力

規則 53 抹消に代わる分割

併合

規則 54 併合が容認される時

規則 55 併合の申請

規則 56 併合の申請に必要なとされる情報

証明商標の登録出願

規則 57 証明商標の登録出願の要件

規則 58 出願人は書類を補正することができる

団体商標の登録出願

規則 59 団体商標出願の要件

所有者又は出願人が死亡したときの登録出願

規則 60 遺産管理書又は検認済遺言書のない登録出願

第 7 部 登録出願後の手続

不遵守

規則 61 不遵守の通知に対する応答の期限

規則 62 出願人は遵守するための期間の延長を申請することができる

規則 62A 商標登録出願人は一定の事情において 1 回の期間延長を受けることができる

規則 63 出願人は局長に關係手続を通知しなければならない

規則 64 出願人は局長に關係手続の結果を通知しなければならない

登録出願の取下

規則 65 登録出願の取下の通知

登録出願の変更

規則 66 出願変更の請求

規則 67 局長は出願人に対して変更を拒絶する意思を通知しなければならない

規則 68 局長は聴聞しなければならない

登録出願の拒絶

規則 69 局長は出願人に対して出願を拒絶する意思を通知しなければならない

規則 70 局長は聴聞しなければならない

受理の取消

規則 71 局長は受理を取り消す意思を出願人に通知しなければならない

規則 72 局長は聴聞しなければならない

第 8 部 登録出願に対する異議申立

異議申立

規則 73 異議申立の要件

規則 74 異議申立において必要とされる情報

規則 75 異議申立の期間

規則 76 全当事者が合意の場合は適時に送付されたことになる異議申立書

規則 77 局長は申立書の写しを登録出願人に対して送付しなければならない

規則 78 局長は異議が申し立てられた旨を各異議申立人に対して通知しなければならない

答弁書

- 規則 79 答弁書の送付期間
規則 80 答弁書において必要とされる情報
規則 81 局長は答弁書の写しを異議申立人に対して送付しなければならない

証拠

- 規則 82 異議申立人は証拠を提出しなければならない
規則 83 異議申立の中止
規則 84 出願人は証拠を提出することができる
規則 85 応答証拠

第 9 部 更正

- 規則 86 局長が更正を施すことを求める申請
規則 87 更正申請に必要とされる情報

更正に対する異議申立

- 規則 88 所有者は更正に対して異議を申し立てることができる
規則 89 更正申請に対する答弁書の要件

証拠

- 規則 90 更正申請人は証拠を提出しなければならない
規則 91 申請の中止
規則 92 所有者は証拠を提出することができる
規則 93 申請人の応答証拠

第 10 部 取消

局長に対する取消申請

- 規則 94 局長に対する取消申請
規則 95 取消申請に必要とされる情報

不使用を理由とする取消申請に対する異議申立

- 規則 96 所有者又はライセンシーは答弁書及び使用の証拠を提出することにより取消に異議を申し立てることができる
規則 97 不使用を理由とする取消申請に対する答弁書の要件

証拠

- 規則 98 不使用を理由とする取消申請人は証拠を提出しなければならない
規則 99 所有者又はライセンシーは証拠を提出することができる
規則 100 申請人は応答証拠を提出することができる

不使用以外の理由による取消申請に対する異議申立

規則 101 所有者又はライセンシーは答弁書を提出することにより取消に異議を申し立てることができる

規則 102 不使用以外の理由による取消申請に対する答弁書の要件

証拠

規則 103 不使用以外の理由による取消の申請人は証拠を提出しなければならない

規則 104 異議のある者は登録を支持する証拠を提出することができる

規則 105 申請人は応答証拠を提出することができる

第 11 部 無効

局長に対する無効の宣言を求める申請

規則 106 局長に対する無効の宣言を求める申請

規則 107 無効の宣言を求める申請に必要とされる情報

無効の宣言を求める申請に対する異議申立

規則 108 所有者は答弁書を提出することにより無効の宣言を求める申請に異議を申し立てることができる

規則 109 無効の宣言を求める申請に対する答弁書の要件

証拠

規則 110 無効宣言を求める申請人は証拠を提出しなければならない

規則 111 所有者は証拠を提出することができる

規則 112 申請人は応答証拠を提出することができる

第 12 部 取消又は変更

自発的取消

規則 113 自発的取消

被害者による登録の取消又は変更を求める申請

規則 114 被害者による取消又は変更を求める申請

規則 115 取消又は変更を求める申請に必要とされる情報

取消又は変更に対する異議申立

規則 116 所有者は取消又は変更に対して異議を申し立てることができる

規則 117 取消又は変更を求める申請に対する答弁書の要件

証拠

規則 118 取消又は変更を求める申請人は証拠を提出しなければならない

規則 119 申請の中止

- 規則 120 所有者は証拠を提出することができる
- 規則 121 申請人の応答証拠

第 13 部 聴聞

- 規則 122 聴聞の方式
- 規則 123 局長の裁量権行使前の聴聞
- 規則 124 一定の手続における聴聞
- 規則 125 出頭による聴聞の通知
- 規則 126 聴聞手数料
- 規則 127 出頭による聴聞の場所
- 規則 128 出頭による聴聞の実施

第 14 部 登録

総則

- 規則 129 登録簿の追加内容
- 規則 130 登録証
- 規則 131 登録簿の記載事項の認証謄本

商標登録の分割

- 規則 131A 商標所有者は登録の分割を申請することができる
- 規則 131B 分割申請に必要な情報
- 規則 131C 登録分割の効果

登録の更新

- 規則 132 満了通知
- 規則 133 更新申請

登録簿の変更

- 規則 135 所有者の名称又は宛先の変更請求
- 規則 136 商品若しくはサービス又は商品若しくはサービスの区分の抹消請求
- 規則 137 登録簿への覚書の記載、変更又は削除の請求

自発的な権利の部分放棄

- 規則 138 所有者による商標の自発的な権利の部分放棄の通知

第 15 部 指定変更を求める申請

- 規則 139 指定変更を求める申請
- 規則 140 変更申請に必要とされる情報
- 規則 141 申請人は登録に追加する区分を候補に挙げることができる
- 規則 142 変更案

- 第 15A 部 局長による指定変更
- 規則 142A 適用
- 規則 142B 変更方法
- 規則 142C 所有者が応答しない場合
- 規則 142D 所有者の応答

第 16 部 譲渡又は移転

局長の証明書

- 規則 145 商標の権原を登録する申請
- 規則 146 商標の権原を登録する申請に必要とされる情報

第 16A 部 執行官

- 規則 146A 執行官任命状の様式
- 規則 146B 場所又は物の搜索令状の様式
- 規則 146C 法律第 134Y 条に基づいて書類を提出する命令の様式

第 18 部 国境保護措置

- 規則 156 第 137 条の様式
- 規則 157 主張を裏付ける証拠
- 規則 158 譲渡、移転及びその他の事項の通知
- 規則 159 担保及び補償
- 規則 160 没収商品の処分
- 規則 160A 税関の管理下にある商品に関する書類の提出を求める通知の様式
- 規則 160B 税関の管理下にある商品に関する案件について出頭して答弁することを求める通知の様式
- 規則 160C 書類提出の命令を求める税関職員による申請の様式
- 規則 160D 法律第 155E 条に基づく書類提出の命令の様式
- 規則 160E 税関職員による搜索令状の申請の様式
- 規則 160F 税関職員に対する場所又は物の搜索令状の様式

第 19 部 雑則

- 規則 161 局長による公示
- 規則 162 局長は決定を通知しなければならない
- 規則 163 局長は必要な場合は決定理由を提示しなければならない
- 規則 164 局長は情報に対する要件を適用除外することができる

第 20 部 規則の取消

- 規則 165 1954 年商標規則の廃止
- 規則 166 1994 年商標 (国境保護及び経過措置適用) 規則の廃止

第 21 部 手数料

規則 167 手数料額

規則 168 局長は手数料の納付前に措置を取ることを拒絶することができる

規則 169 書類提出に併せて所定の手数料納付をするべき要件

規則 170 納付の方式

規則 171 通貨

附則 1 手数料

附則 1A 執行官に関する様式 (省略)

附則 2 2002 年商標法第 137 条に基づく通知の様式 (省略)

附則 3 税関職員に関する様式 (省略)

規則 1 呼称

本規則は、2003 年商標規則である。

規則 2 施行

本規則は、2003 年 8 月 20 日に施行する。

規則 3 解釈

本規則において次の語句は、文脈上別異に解することを必要としない限り、それぞれ次の意味を有する。

「法律」とは、2002 年商標法をいう。

「送達宛先」とは、次のものをいう。

(a) ニュージーランド又はオーストラリアにおける宛先、又は

(b) ニュージーランド又はオーストラリアにおける郵便私書箱又は書類交換箱

「代理人」とは、規則 19 に規定する者をいう。

「事件処理装置」とは、局長のウェブサイト又はウェブサービスを通してアクセスできる事件処理装置をいう。

「区分」とは、ニース分類に従う商品又はサービスの類区分をいう。

「局長」とは、商標局長をいい、商標局長補を含む。

「通信用宛先」とは、ニュージーランド内外の宛先をいい、電子アドレスを含む。

「出願日」とは、書類がニュージーランド知財庁又は場合に応じて局長において受領された日をいう。

「聴聞」とは、規則 122 に規定のものをいう。

「ニース分類」とは、法律第 5 条(1)に規定のものをいう。

「手続」は、本規則に従う申請、請求又は聴聞を含む。

「登録簿」とは、法律第 181 条に基づいて備えられた商標登録簿をいう。

「予備的勧告」であって商標登録出願に関するものは、以下をいう。

(a) 規則 37 の申請者及び

(b) 局長が商標登録出願日の前 3 月以内に提供したものであって

(c) 登録出願と同一の商標、商品又はサービスの陳述及び区分、外国文字の翻字又は外国語句の翻訳に関するもの(他の物品又はサービスにも関連するかどうかに関わらず)

「調査勧告」であって商標登録出願に関するものは、以下をいう。

(a) 規則 37 の申請者及び

(b) 局長が商標登録出願日の前 3 月以内に提供したものであって

(c) 登録出願と同一の商標、商品又はサービスの陳述及び区分、外国文字の翻字又は外国語句の翻訳に関するもの(他の物品又はサービスにも関連するかどうかに関わらず)

第1部 局長に対する出願、通知及び請求

書類

規則4 書類は英語又はマオリ語表記にしなければならない

(1) (3)の規定に従うことを条件として、局長に提出の書類は、すべて英語又はマオリ語表記にしなければならない。

(2) 局長は、マオリ語表記の書類を提出する者に対して、局長の指定する期間内に英語への翻訳文を局長に提出するよう求めることができる。

(3) 何人も、そうすることが必要な場合は、英語又はマオリ語表記にしていない書類(例えば、条約国関係書類)を局長に対して提出することができる。ただし、その書類には翻訳文を添付しなければならない。

規則5 手続において提出する書類の様式

法律又は本規則に基づく手続において局長に提出する書証を含む書類は、次の情報を含まなければならない。

- (a) 書類提出者の名称及び送達宛先
- (b) その者が代理人を有する場合は、その代理人の名称
- (c) 手続の対象である商標出願又は登録の番号

規則6 署名

(1) 次の場合は、書類は、本規則の適用上次の通り署名しなければならない。

(a) パートナースhipの場合は、当該書類については、

(i) 当該パートナースhipの現構成員の一覧を局長に提出していない限り、すべてのパートナーの名称を完全な名称で記載し、かつ

(ii) そのパートナーのうち適格である者又は当該書類への署名者として権限を有すると局長が認めるその他の何れかの者が署名しなければならない。

(b) 法人の場合は、1名の取締役若しくは主たる幹部職又は当該書類への署名者として権限を有すると局長が認めるその他の何れかの者が署名しなければならない。

(c) 非法人団体の場合は、正当な資格を有すると局長が認める者が署名することができる。

(2) 書類は、2017年契約商法第226条に従って署名することができる。

(3) 本規則に従って2人以上の共同出願人が行った出願及びその出願の一部であって署名を必要とする何らかの書類は、各出願人が署名しなければならない。

規則7 電子書類

(1) 本規則において、書類が書面によらなければならないという要件は何れも、2017年契約商法第222条をその書類が遵守した場合は、満たされたものとする。

提出書類

規則 8 情報又は書類は事件処理装置を通して電子的に提出しなければならない

(1) 本規則においては、

「与える」は、発出する、供給する、提出する、提供する、提出する、送付する、送達する又はその他なんらかの方法で与えることをいう。

情報又は書類とは、証拠、申請、委任状、請求、様式、証明書、陳述、通知又はその他の種類の情報若しくは書類であって、

(a) 法律又は本規則で言及され、かつ、

(b) 何れかの商標出願若しくは登録又は手続に関するもの、
をいう。

(2) ある者が法律又は本規則に従って局長に与えなければならない又は与えることができる如何なる情報又は書類も、事件処理装置により局長に与えられなければならない。

(4) 局長が、法律又は本規則の何れかの規定に従って、ある者に対し与えなければならない又は与えることができる情報又は書類は、事件処理装置により当該人に与えることができる。

(5) 局長がある者に何らかの情報又は書類を与える場合は、当該情報又は書類が当該人に与えられる時点は、当該情報又は書類が事件処理装置により当該人にアクセス可能となる時とする。

規則 9 書類は適正な様式で受領されたときに提出されたものとする

(1) 書類は、適正な様式で受領されたときに、局長に提出されたものとする。

(2) 書類は、次の場合にのみ、適正な様式に適合したものとする。

(a) それを読み取り可能であること、

(b) それが法及び本規則の要件を遵守していること、及び

(c) 所定の手数料納付を伴っていること

規則 10 提出日

書類を非就業日又はウェリントン記念日に受領した場合は、書類の提出日は、翌就業日とする。

書類の補正

規則 11 書類の補正請求

(1) 法律第 194 条に基づく申請、通知又は書類についての補正請求は、次の通りでなければならない。

(a) 書面によること、

(b) (2)に規定する情報を含むこと、及び

(c) それを行なう者が署名すること

(2) 当該請求は、次の情報を含まなければならない。

(a) 補正の請求人の名称及び送達宛先

(b) その者が代理人を有する場合は、その代理人の名称

(c) 補正すべき申請、通知又は書類の詳細

(d) 補正の詳細

(3) 規則 11A(1)が意味するところの申立書である書類の補正請求は、本条規則及び規則 11A を遵守しなければならない。

規則 11A 申立書の補正請求

(1) 本条規則において、申立書とは次のものを意味する。

- (a) 異議申立通知,
- (b) 訂正若しくは撤回の申請, 無効の宣言, 取消又は変更, 又は
- (c) 反対陳述書

(2) 法律第 194 条に基づく申立書についての補正請求は、規則 11 を遵守することに加えて、申立書が関係する聴聞の前に行わなければならない。

(3) 申立書について補正請求がなされた場合は、次の通りとする。

- (a) 局長は、請求を受領した場合は、相手当事者に当該請求を通知しなければならない。
- (b) 相手当事者は、局長が指定する期間内に、当該請求に対して意見陳述を行うことができる。
- (c) 局長は、これらの意見陳述書(もしあれば)を考慮した後に、両当事者に対し、局長が請求に対して下すことを意図する決定を通知しなければならない。
- (4) 局長が(1) (a)又は(b)に定める申立書について補正を許可することを意図する場合、局長は、相手当事者に対し、局長が指定する期間内に、反対陳述補正書を提出する機会を与えなければならない。

裁判所に対する申請の通知

規則 12 裁判所に対する申請についての局長への通知

(1) 法律の次の各条に基づいて裁判所に対して申請する者は、できる限り速やかにその申請書を局長に送達しなければならない。

- (a) 第 62 条
- (b) 第 65 条
- (c) 第 73 条
- (d) 第 76 条

(2) 申請をした当事者は、できる限り速やかに次のことをしなければならない。

- (a) 裁判所が申請について決定した後、その結果を局長に通知すること及び命令が発せられた場合は、命令の写しを局長に提供すること, 又は
- (b) 申請が取り下げられ又は中止された後、その旨を局長に通知すること

(3) 局長は、局長が適当と思料する場合は、法律に基づく申請又は上訴について裁判所の発した命令を公示することができる。

第2部 宛先

規則13 送達宛先の届出

(1) 次の者は、送達宛先を局長に届け出なければならない。

- (a) 本規則に従ってなされた出願の出願人
- (b) 法律に基づいて登録された商標の所有者
- (c) 代理人
- (d) 本規則に基づく手続の当事者

(2) 宛先の異なる2以上の者の名義で局長に通信を行う目的では、局長は、1の送達宛先を提出するよう求めることができる。

規則15 通信用宛先の届出

何人も通信一般の受領のため通信用宛先を局長に届け出ることができる。

規則16 宛先の変更

送達宛先又は通信用宛先を届け出た者は、その宛先を変更した場合は、できる限り速やかに宛先変更を届け出なければならない。

規則17 宛先又は宛先変更の届出

宛先の届出又は宛先変更の届出は、次の通りでなければならない。

- (a) 書面によること、及び
- (b) 届出人の名称及び新宛先を含むこと

規則17A 局長は送達宛先の提出を要求することができる

局長は、局長に係わる手続のために、商標所有者又は出願人に対し、当該人が次に該当する場合は、送達宛先の提出を要求することができる。

- (a) ニュージーランド又はオーストラリアに住所がある代理人を有していない場合、及び
- (b) ニュージーランド又はオーストラリアに居住していない又はニュージーランド又はオーストラリアにおいて現実かつ真正の工業上若しくは商業上の営業所を有していない場合

規則18 宛先の十分性

本規則に基づいて局長に届け出る宛先は、局長がその宛先の名宛人に連絡をとることができるよう十分に詳細でなければならない。

第3部 代理人

規則 19 代理人の定義

本規則において、文脈上別異に解することを必要としない限り、「代理人」とは次の者をいう。

- (a) 代理人の本人(X)により、本規則に従う手続においてXのために行動し又は本規則に従ってXに代わり何らかの措置を取る権限を与えられた者、及び
- (b) その者の承認が規則 23 に基づいて局長により拒絶されなかった者

規則 20 代理人は規則の適用上本人に代わり行動することができる

(1) 代理人の権限の範囲に従うことを条件として、代理人は、本規則に従う手続において代理人の本人(X)のために行動し又は本規則に従ってXに代わり如何なる措置(書類の署名を含む)も取ることができる。

(2) ただし、局長は、何れの場合にも、本規則の適用上署名をしなければならない書類について代理人ではなく本人が署名するよう求めることができる。

規則 21 局長は通知を代理人に送達及び送付することができる

(1) 局長は、本規則に基づく何人かに対する送達、通知又は通信の如何なる要件についても、その者の代理人に対して送達、通知又は通信することにより、満たすものとする。

(2) (1)の規定は、代理人の本人により局長に提出された委任状が(1)に規定する事項についてその代理人の代理権を明確に除外している限り、適用しない。

規則 22 局長は一定の場合に代理人の本人に対し委任状を局長に提出するよう要求することができる

(1) 本条規則は、次の場合に適用される。

(a) 局長が、通信において自己自身を本人(X)の代理人(A)とする者から通信を受領し、かつ、通信の時点で、Aに係る委任状であって(3)にいう要件を満たすものを局長が有さない場合、又は

(b) 代理人に関し(3)にいう要件を満たす委任状を局長が有し、かつ、本人(X)が新たな代理人(A)を任命した旨を通知する通信を局長が受領した場合

(2) 局長は、Xに対し、Aに係る委任状を指定期間内に局長に提出するよう書面により要求することができる。

(3) 委任状は次の通りでなければならない。

(a) 代理人ではなく、Xにより署名されること、及び

(b) 次の情報を含むこと

(i) Aの名称及び送達宛先、

(ii) Aが特定の商標に関して行為することを委任されている場合は、その商標の番号、及び

(iii) Xの代理で行為するAの権限に関する制限があればその陳述

(4) (2)において、

(a) 指定期間とは、局長が(2)に基づいて与える通知において指定する期間をいう。

(b) 指定期間は、次の通りでなければならない。

(i) Xの住所がニュージーランドにある場合は、局長が(1)にいう通信を受領した日から少な

くとも1月

(ii) Xの住所がニュージーランド外にある場合は、局長が(1)にいう通信を受領した日から少なくとも2月

規則 23 局長はある者を代理人として承認することを拒絶することができる

局長は、次の者については、代理人として承認することを拒絶することができる。

- (a) ニュージーランド知財庁に対する手続の停止処分を現に受けている者、
- (b) 2013年特許法第6章に基づき弁理士登録簿からその名称を削除又は停止された者、
- (c) 2006年開業弁護士及び不動産譲渡弁護士法の規定に基づいてその名称を法廷弁護士及び事務弁護士の名簿から削除又は抹消され、その後もその名称が当該名簿に回復されていない者、
- (d) 法廷弁護士又は事務弁護士であってその業務に対する停止処分を受けている者、又は
- (e) 1961年刑法第10部(第293条から第305条までを除く)に規定する罪について有罪判決を受けた者又は外国において同等の罪について有罪判決を受けた者

規則 24 局長は承認拒絶を通知しなければならない

局長が何人かを代理人として承認することを拒絶した場合は、局長は、できる限り速やかに、その者及びその者の本人に書面により通知しなければならない。

規則 25 代理権の取消又は変更についての局長に対する通知

- (1) 本人(X)は、できる限り速やかに、局長にXの代理人(A)の代理権の取消又は変更について通知書を送付しなければならない。
- (2) 当該通知書は、
 - (a) 代理人ではなくXが署名し、かつ
 - (b) (3)に規定の情報を含まなければならない。
- (3) 当該通知書は、次の情報を含まなければならない。
 - (a) Xの名称及び送達宛先
 - (b) Aの名称
 - (c) Aが特定の商標に係り行動することを委任される場合は、その商標の番号
 - (d) Aの代理権を取り消す場合は、その旨の陳述
 - (e) Aの代理権を変更する場合は、次の事項を記載した陳述
 - (i) 代理権における変更、及び
 - (ii) Aが引き続き代理権を有する事項
- (4) 代理人の代理権の取消又は変更についての局長に対する通知は、
 - (a) それが本条規則を遵守する場合において、かつ
 - (b) 局長がそれを受領したとき、に有効となる。

規則 25A 代理権の取消通知は代理人が行うことができる

(1) 本人(X)の代理人(A)は、Xの代理人としてのAの代理権の取消について局長に通知書を送付することができる。

(2) 通知書は、代理人が署名し、かつ、規則 25(3) (a) から (d) までに規定の情報を含まなければならぬ。

(3) 代理人の代理権の取消についての局長に対する通知は、

(a) それが本条規則を遵守する場合において、かつ

(b) 局長がそれを受領したとき、

に有効となる。

第4部 局長の事務管理

事件の処理

規則 26 局長は当事者に事件処理会議に出席することを求めることができる

- (1) 手続の何れかの段階で、局長は、手続の公正、迅速かつ安価な決定を確保する目的で、次を行うことができる。
- (a) その手続及びそれまでに取ったか又は今後取るべき措置を審査するために、事件処理会議に出席することを全当事者に対して求めること、及び
- (b) 事件処理会議において、法律及び本規則に適合する指示を与えること
- (1A) (1) (b)に基づいて与えられる指示の一般性を制限することなく、局長は次のことを行うことができる。
- (a) 手続における措置を講じなければならない時期を確定すること、
- (b) 聴聞の手続を準備するために講じなければならない措置を指定すること、
- (c) 手続の聴聞の実施方法を指示すること、及び
- (d) 規則 35C に従って、秘密情報の取り扱い方法に合意するべく最善の努力を払うことを全当事者に求めること。
- (2) 局長は、当該会議について同会議の少なくとも 10 就業日前に各当事者に対して通知しなければならない。
- (3) 全当事者は、自身で赴いて又は局長が認める通信リンクを介して、出席することができる。

規則 27 全当事者は、事件処理会議における局長の指示に遵守しなければならない

- (1) ある手続の全当事者は、事件処理会議において局長が与えた指示を遵守しなければならない。
- (2) ある当事者(A)が事件処理会議において局長が与えた指示を執拗に又は反復的に遵守しなかった場合(執拗な又は反復的な不遵守)、
- (a) 局長は、できる限り速やかに、次のことを行わなければならない。
- (i) A に対し、局長が指定する期間内に、当該当事者の執拗な又は反復的な不遵守に関する説明を局長及び相手当事者に行うよう求めること
- (ii) 当該要求において、A に対して(5)の効果を通知すること
- (b) 相手当事者は、局長が指定する期間内に、当該説明に対する意見を局長に述べることができる。
- (c) 当該説明(もしあれば)及び相手当事者からの意見(もしあれば)を検討した後、局長は次のことを行わなければならない。
- (i) 執拗な又は反復的な不遵守の合理的な理由を A が有するか否かを検討すること
- (ii) 両当事者に対し、局長が下すことを意図する決定を通知すること。
- (3) (2) (c) (ii)にいう通知は、次のことも行わなければならない。
- (a) いずれの当事者も聴聞を要求することができる旨を両当事者に通知すること
- (b) 当事者が聴聞を要求することのできる期間を明記すること。これは、当該当事者が通知を受領した日から少なくとも 10 就業日の期間とする。

(4) 局長は、当事者が聴聞を要求した場合は、できる限り速やかにこれを開催しなければならない。その場合、局長は聴聞の開催後に限り、決定を下さなければならない。

(5) 局長の決定が、A がその執拗な又は反復的な不遵守の合理的理由を有していることに局長が納得していないというものであった場合

(a) 局長は、できる限り速やかに当該決定を両当事者に通知しなければならない、また

(b) A は、通知日以降は手続において更なる措置を講じてはならない。

(6) (2) の適用上、当事者によるある指示の不遵守が、当該当事者による当該指示の過去の又は爾後の不遵守と何らかの形で異なっていることは、無関係である。

手続の停止

規則 28 局長は手続を停止することができる

(1) 局長が適当と思料する場合は、局長は、当事者の申請に基づいて又は局長の職権により手続を停止させることができる。

(2) 局長は、局長が適当と思料する条件で手続を停止させることができるが、6 月を超える期間に渡り手続を停止させてはならない。

(3) 局長は、更なる期間に渡り手続を停止させることができるが、その都度 6 月を超えてはならない。

(4) 局長は、如何なる段階でも、手続の停止中に手続を再開することができる。

当事者

規則 29 当事者の代替

(1) 法律第 192 条に基づいて申請人として又は場合に応じて第 193 条に基づいて異議申立人として代替されることを主張する者(S)による局長に対する通知は、次の情報を含まなければならない。

(a) S の名称及び送達宛先

(b) S が代理人を有する場合は、その代理人の名称

(c) 代替を求める主張が関係する出願又は異議申立の性質

(d) その出願又は登録番号

(e) S が代替について依拠する権利又は利害関係が S に帰属している事情を記載した陳述

(2) 当該通知は、S が署名しなければならない。

規則 30 第三者による参加

(1) 局長は、当該商標の所有者でなく、かつ、自らが十分な利害関係を有することを局長に納得させた第三者(T)に対して、次についての手続に参加することを許可することができる。

(a) 更正、

(b) 取消、

(c) 無効の宣言、又は

(d) 抹消

(2) T は、次の情報を含む通知を局長に提出することにより、参加を申請しなければならない

い。

- (a) T の名称及び送達宛先
 - (b) T が代理人を有する場合は、その代理人の名称
 - (c) T の参加を求める主張が関係する申請の性質
 - (d) その出願又は登録番号
 - (e) 手続に対する T の利害関係を記載した陳述
- (3) 当該通知は、T が署名しなければならない。
- (4) 局長は、局長が適当と思料する条件(費用に関する引受を含む)により T に対して参加を許可することができる。

書類の提出

規則 31 局長は書類の提出を求めることができる

- (1) 法律又は本規則に基づく手続における如何なる段階においても、局長は、当事者に対して、書面による通知又は事件処理会議における指示により、局長が指定する期間内に次のいずれかを求めることができる。
- (a) 書類の写しを局長に提出
 - (b) 手続の他の当事者に書類の写しを提供
- (2) 局長は、職権により又は手続の何れかの当事者の申請に基づいて(1)に基づく通知又は指示を発することができる。
- (3) ある当事者(A)が(1)に基づいて局長が与えた通知又は指示を執拗に又は反復的に遵守しなかった場合(執拗な又は反復的な不遵守)、
- (a) 局長は、できる限り速やかに、次のことを行わなければならない。
 - (i) A に対し、局長が指定する期間内に、当該当事者の執拗な又は反復的な不遵守に関する説明を局長及び相手当事者に行うよう求めること、及び
 - (ii) 当該要求において、A に対して(6)の効果を通知すること、及び
 - (b) 相手当事者は、局長が指定する期間内に、当該説明に対する意見を局長に述べることができる。
 - (c) 当該説明(もしあれば)及び相手当事者からの意見(もしあれば)を検討した後、局長は次のことを行わなければならない。
 - (i) 執拗な又は反復的な不遵守の合理的な理由を A が有するか否かを検討すること、及び
 - (ii) 両当事者に対し、局長が下すことを意図する決定を通知すること
- (4) (3) (c) (ii)にいう通知は、次のことも行わなければならない。
- (a) いずれの当事者も聴聞を要求することができる旨を両当事者に通知すること、及び
 - (b) 当事者が聴聞を要求することのできる期間を明記すること。これは、当該当事者が通知を受領した日から少なくとも 10 就業日の期間とする。
- (5) 局長は、当事者が聴聞を要求した場合は、できる限り速やかにこれを開催しなければならない。その場合、局長は聴聞の開催後に限り、決定を下さなければならない。
- (6) 局長の決定が、A がその執拗な又は反復的な不遵守の合理的理由を有していることに局長が納得していない場合
- (a) 局長は、できる限り速やかに当該決定を両当事者に通知しなければならず、また

- (b) A は、通知日以降は手続において更なる措置を講じてはならない。
- (7) (3) の適用上、当事者によるある通知又は指示の不遵守が、当該当事者による当該通知又は指示の過去の又は爾後の不遵守と何らかの形で異なっていることは、無関係である。

手続の併合

規則 31A 局長は手続を併合することができる

局長は、次のことに納得した場合は、局長が適当と思料する条件で少なくとも 2 の手続を併合するよう要求すること又は手続を同時に若しくは順番に聴取するよう要求すること又は手続の何れかを他方の判断が出た後まで停止するよう要求することができる。

- (a) 法律上又は事実上の共通の問題が両方又は全ての手続に関して生じたこと
- (b) 手続が次のことに関係すること
 - (i) 同一の商標、又は
 - (ii) 同一の又は関係する所有者を伴う商標
- (c) その他の理由により、本条規則に基づいて手続の併合を要求することが望ましいこと。

期間の延長

規則 32 局長は期間を延長することができる

- (1) 局長は、その事情において延長が合理的であることに納得する場合は、本規則が期間を延長してはならないことを規定している場合を除き、3 月を超えない期間、当該期間を延長することができる。
- (2) 本規則が期間を延長してはならないことを規定している場合を除き、局長は、期間の延長を正当化する真正かつ例外的な事情が存在することに納得する場合は、ある措置を取るべく本規則により規定された期間を、(局長が規定する(1)に規定する期間に追加するか否かを問わない)延長することができる。
- (3) ある措置を取るべき期間を延長するにあたり、局長は、その延長を付与する条件を規定することができる。
- (4) 取るべきある措置に関連して、(1)に基づいて 1 回を超える延長が付与された場合、延長期間の合計は 3 月を超えてはならない。

証拠

規則 33 証拠を提出する当事者は証拠の写しを相手方当事者に送付しなければならない

法律又は本規則に基づいて局長に証拠を提出する当事者は、できる限り速やかにその証拠の写しを相手方当事者及び手続参加当事者に送付しなければならない。

規則 34 提出期限後の証拠提出

- (1) 本条規則及び規則 35 は、次の手続に適用する。
- (a) 商標登録に対する異議申立
 - (b) 登録簿の更正を求める申請

- (c) 商標登録の取消を求める申請
 - (d) 商標登録の無効の宣言を求める申請
 - (e) 登録の取下げ又は変更を求める申請
- (2) 手続当事者は、所定の期間の経過後は、証拠を提出することができないが、その当事者が局長に証拠を提出する許可を求めて申請し、かつ、局長がそれを許可する場合はこの限りではない。
- (3) 局長は、次の場合にのみ当該証拠の提出を許可しなければならない。
- (a) 当該証拠の提出を正当化する真正かつ例外的な事情が存在すると認めた場合、又は
 - (b) 当該証拠がそれより早くには提出できなかった場合
- (4) 本条規則において、所定の時期とは、本規則が適用される手続に関連して、証拠又は証拠の種類を提出しなければならない所定の時期を意味する。

規則 35 提出期限後の証拠提出の許可を求める申請

- (1) 提出期限後の証拠提出の許可を求める申請は、次の通りでなければならない。
- (a) 書面によること、
 - (b) 許可を求めて申請する当事者(P)が署名すること、及び
 - (c) (2)の情報を含むこと
- (2) 申請書は、次の情報を含まなければならない。
- (a) P の名称及び送達宛先
 - (b) P が代理人を有する場合は、その代理人の名称
 - (c) 証拠の性質及び主要証拠か応答証拠かの種別
 - (d) 証拠がそれより早く提出できなかった理由の説明
 - (e) 当該申請を行なう何らか他の理由
- (3) 局長は、当該申請について相手当事者に通知し、当該相手当事者は、局長が指定する期間内に局長に意見陳述することができる。
- (4) 局長は、当該申請に対する局長の決定の意向を全当事者に通知しなければならない。
- (5) 当該通知は、次の通りでなければならない。
- (a) 局長が当該申請を拒絶又は受理する意向である理由を明記すること、
 - (b) 全当事者に対して、何れの当事者も聴聞を請求することができる旨を通知すること、
 - (c) 通知日の後 1 月以上の期間を 1 当事者の聴聞を請求すべき期間として指定すること、及び
 - (d) 1 当事者も聴聞を請求しない場合は、局長が同期間の満了時に当該申請について決定する旨を、全当事者に対して通知すること
- (6) 局長は、規則 122(3)が適用される場合を除き、出願人が請求した場合は、できる限り速やかに、聴聞を開催しなければならない。

規則 35A 提出期限後の証拠提出が許可された場合の応答証拠の提出の権利

ある当事者が、提出期限後の証拠提出を規則 34 及び規則 35 に基づいて許可された場合、相手当事者は、提出期限後の証拠が手続において認められた旨を局長が通知した日から 1 月以内に、厳格な応答証拠を提出することができる。

規則 35B 別の手続からの証拠

- (1) 局長は、手続において、手続の一方当事者の請求により、当該当事者が先の又は既存の手続において局長に提出した証拠を認容することができる。
- (2) (1)に基づいて提出を認容された証拠は、規則 5(c)を遵守する必要はない。

規則 35C 局長は当事者らに対し、秘密保持の合意に達するべく最善の努力を払うよう要求することができる

局長は、手続の当事者らに対し、最善の努力を払って、次のことを行うよう要求することができる。

- (a) 秘密とみなされる証拠(証拠提出当事者によるか、局長によるかを問わない)の手続における取り扱いについて合意すること、及び
- (b) 局長が指定する期間内に合意に達すること

訴訟濫用の申請

規則 36 訴訟濫用の申請

- (1) 本条規則は、次の申請に適用する。
 - (a) 商標登録の取消を求める申請
 - (b) 商標登録の無効の宣言を求める申請
- (2) 申請が訴訟濫用であると局長が認める場合は、局長は、できる限り速やかに申請人に対して申請を訴訟濫用であるとして局長が拒絶する意向である旨を通知しなければならない。
- (3) 当該通知は、次の通りでなければならない。
 - (a) 申請が訴訟濫用であると局長が認める理由を記載すること、
 - (b) 申請人が聴聞を請求することができる旨を申請人に通知すること、
 - (c) 当該通知を申請人が受領した後 10 就業日以上の期間を申請人の聴聞を請求すべき期間として指定すること、及び
 - (d) 申請人に対して、申請人が聴聞を請求しなかった場合に局長が同期間の満了時に申請を拒絶する旨を通知すること
- (4) 局長は、当事者が聴聞を請求した場合は、規則 122(3)が適用されない限り、速やかに聴聞を開催しなければならない。

第5部 予備的勧告又は登録簿調査を求める申請

規則 37 予備的勧告又は登録簿調査を求める申請

法律第 16 条に基づく予備的勧告又は登録簿調査を求める申請は、次の通りでなければならない。

- (a) 書面によること、
- (b) 所定の手数料を添付すること、及び
- (c) 規則 38 にいう情報を含むこと

規則 38 予備的勧告又は登録簿調査を求める申請に必要な情報

予備的勧告又は登録簿調査を求める申請は、次の情報を含まなければならない。

- (a) 申請人の名称及び通信用宛先
- (b) 商標の明瞭な表示
- (c) 商標を登録する予定の商品又はサービスの陳述及び商品又はサービスの区分
- (d) 商標における外国文字の字訳
- (e) 商標における外国語句の翻訳

規則 39 2 以上の区分における商品及びサービスについて予備的勧告又は登録簿調査を求める申請

申請人は、同一申請により、2 以上の区分における商品及びサービスの商標を対象にした予備的勧告又は登録簿調査を求めて申請することができるが、その場合は、区分ごとに別個の手数料の納付を必要とする。

規則 40 同一又は類似の商標が後に特定された場合の手数料の還付

商標登録の出願人は、次の場合には、納付済み出願手数料の還付を受ける権利を有する。

- (a) 出願人が調査結果に依拠して当該調査結果の受領の 3 月以内に商標登録を出願すること、
- (b) 不遵守とする後の通知が、当該調査結果において特定されるべきであった登録簿における同一又は類似の標章を開示すること、及び
- (c) 出願人が登録出願を取り下げること

第6部 商標の登録出願

出願の要件

規則41 登録出願の必須要件

- (1) 出願のため提出される商標登録の出願書類は,
 - (a) 所定の手数料(又は複数類出願の場合は、区分ごとの手数料)を併せて納付し、かつ
 - (b) 規則42に明示する情報を含まなければならない。
- (2) (1)の規定を遵守しない出願は、無効であり、かつ、これに出願日を付与してはならない。
- (3) (1)の規定を遵守する出願は、出願日を付与しなければならず、かつ、審査を受けることができる。

規則42 登録出願の出願時に要求される情報

- (1) 出願は、出願時において次の情報を含んでいなければならない。
 - (a) 出願人の名称及び宛先又は共同出願の場合は、規則13(2)が適用される場合を除き、各出願人の名称及び宛先
 - (b) 商標の明瞭な表示
 - (c) 出願が連続商標の登録を求めるものである場合は、その連続における各商標の明瞭な表示
 - (d) 求める登録の対象である商品及びサービス
- (2) (1)に基づいて提供される出願人宛先に関する情報は、次の何れか又はすべてを含むことができる。
 - (a) 電話番号
 - (b) ファックス番号
 - (c) eメールアドレス
 - (d) 代替宛先
- (3) 本規則において、宛先とは局長が出願人と連絡をとることができる十分に詳細な郵便宛先をいう。

規則43 出願の受理までに区分を追加することができる

- (1) 商標登録の出願人は、出願の受理までに局長に対して1の区分又は2以上の区分の追加を申請することができる。
- (2) 局長は、次の場合は、区分の追加を許可することができる。
 - (a) 申請書には区分ごとの登録申請について所定の手数料が併せて納付されること、及び
 - (b) 追加する区分が関係する商品又はサービスが原指定の範囲内にあること
- (3) 局長は、出願人が当該追加の区分が関係する商品又はサービスを登録出願から既に削除したことがある場合は、追加申請を許可してはならない。

規則44 出願受理前に提供しなければならない情報

出願人は、出願が受理可能となる前に次の情報を提供しなければならず、かつ、それを出願後に提供することができる。

- (a) 出願人の居所の宛先,
- (b) 出願が証明商標であるか又は団体商標であるか,
- (c) ニース分類であって、登録を求める出願の出願時に有効な版による区分,
- (d) 証明商標の場合は、局長により承認された商標の使用を規制する規則,
- (e) 商標における外国文字の字訳,
- (f) 商標における外国語句の翻訳,
- (g) 商標が色彩である場合は、当該色彩についての局長にとり受理可能な記述,
- (h) 商標が色彩に関して制限されている場合は、商標における当該色彩についての局長にとり受理可能な記述,
- (i) 出願人が条約優先権を主張している場合は、規則 47 に明示する情報、及び
- (j) 商標が現に使用されているか又は使用を予定している旨の出願人による陳述

規則 45 局長は追加情報を請求することができる

局長は、出願審査において補助となる、出願人からの追加情報を請求することができる。

条約優先権の主張

規則 46 条約優先権は出願時に主張しなければならない

- (1) 条約国における登録出願を基礎とする条約優先権の主張は、ニュージーランドにおける登録出願後 2 就業日以内に行わなければならない。
- (2) 局長は、条約優先権を主張する期間を延長してはならない。
- (3) 出願の 2 就業日を超えた後に行われた条約優先権の主張は、受理してはならない。

規則 47 条約優先権の主張に必要とされる情報

- (1) 条約優先権の主張は、次の情報を含まなければならない。
 - (a) 優先権主張の基礎である出願日
 - (b) 出願をした国名
 - (c) 当該主張が関係する商品及びサービス
 - (d) ニュージーランドにおける出願が連続商標の登録出願である場合は、当該連続における何れの標章に当該条約優先権の主張が関係するかを記載した陳述
- (2) 局長は、局長の指定する期間内に条約出願書類の認証謄本を提出すべき旨を、出願人に請求することができる。
- (3) 出願人が(2)に基づく局長からの請求に応じない場合は、局長は、出願人に対して条約優先権を拒絶することができる。

使用に応じて変わることがある名称又は記述を含む商標の登録

規則 48 使用に応じて変わることがある名称又は記述を含む商標の登録

- (1) 局長は、商品及びサービスの名称又は記述を含む商標について、当該名称又は記述が使用に応じて変わる場合は、その商品及びサービス並びに他の商品及びサービスを対象に当該商標を登録することができる。

(2) 当該名称又は記述が、名称を掲げられ若しくは記述された商品及びサービスでない指定対象の商品及びサービスに対して使用される場合は、局長は、出願人に、当該名称又は記述を変えることを保証するよう求めることができる。

(3) 如何なる保証も、登録簿に記載しなければならない。

(4) 当該出願人が求められた保証をしない場合は、局長は、当該名称が掲げられ若しくは記述された商品又はサービスではない商品又はサービスを対象とした商標登録を拒絶することができる。

分割

規則 49 商標出願の分割

商標登録の出願人は、出願から次を分割することを求める申請をすることができる。

- (a) 連続商標出願の場合は、連続商標の一部、
- (b) 1 出願内での複数の区分、又は
- (c) 1 出願内での特定の商品若しくはサービス

規則 50 分割を求める申請

分割を求める申請は、

- (a) 書面により、かつ
- (b) 規則 51 に規定する情報を含まなければならない。

規則 51 分割を求める申請に必要とされる情報

分割を求める申請は、次の情報を含まなければならない。

- (a) 出願人の名称及び宛先
- (b) 出願人が代理人を有する場合は、その代理人の名称
- (c) 登録出願の原出願番号
- (d) 連続商標の分割の場合は、当該連続から分割するべき部分
- (e) 区分の分割の場合は、分割するべき区分の一覧
- (f) 商品又はサービスの分割の場合は、分割するべき商品又はサービスの一覧
- (g) 登録出願に対する異議申立が局長にされている場合は、当該分割申請に異議申立人が同意している旨の陳述

規則 52 分割の効力

局長が分割の申請を容認した場合は、分割される部分は、

- (a) 原登録出願から独立し、
- (b) 原登録出願の出願日を保持する。

規則 53 抹消に代わる分割

商標登録の出願人は、指定から項目を抹消する代わりに、それらの項目に係る分割を申請することができる。ただし、分割された項目が含まれるべき区分について未納付の出願手数料が存在しないことを条件とする。

併合

規則 54 併合が容認される時

- (1) 商標登録の出願人又は場合に応じて商標の所有者は、次の出願の併合を申請することができる。
 - (a) 2 以上の出願、又は
 - (b) 2 以上の登録
- (2) 局長は、複数の出願又は登録を、それらが次の場合は、併合することができる。
 - (a) 同一の商標を対象にしていること、
 - (b) 同一出願日、かつ、該当する場合は同一の条約優先日を有すること、
 - (c) 登録対象として受理されたか又は登録された等の地位を同一に有すること、
 - (d) 同一の出願人又は所有者の名義になっていること、及び
 - (e) 次に従って分類されていること
 - (i) 1954 年商標規則の同一の附則、
 - (ii) ニース分類、又は
 - (iii) 場合に応じて、ニース分類の同一の旧版

規則 55 併合の申請

併合の申請は、

- (a) 書面により、かつ
- (b) 規則 56 にいう情報を含まなければならない。

規則 56 併合の申請に必要とされる情報

併合の申請は、次の情報を含まなければならない。

- (a) 出願人の名称及び送達宛先
- (b) 出願人が代理人を有する場合は、その代理人の名称
- (c) 併合を求める各出願又は登録の番号

証明商標の登録出願

規則 57 証明商標の登録出願の要件

- (1) 証明商標の登録出願は、規則 41、規則 42 及び規則 44 の要件を遵守しなければならない。
- (2) 出願後 6 月以内に、出願人は、局長が認める様式で、商標の使用を規制する規則の草案を提出しなければならない。

規則 58 出願人は書類を補正することができる

規則 57(2) に掲げた書類を提出した後であって、登録出願が受理されるまでに、出願人は、当該書類を、その適合性に関して局長がすることがある勧告に応答して補正することができる。

団体商標の登録出願

規則 59 団体商標出願の要件

団体商標の登録出願は、

- (a) 規則 41, 規則 42 及び規則 44 の要件を遵守しなければならない, かつ
- (b) 出願人が法律第 5 条(1)において定義された共同団体である旨の宣言を含まなければならない。

所有者又は出願人が死亡したときの登録出願

規則 60 遺産管理書又は検認済遺言書のない登録出願

(1) 法律第 52 条(1)に基づく出願(本条規則では, 第 52 条出願という)は, 次の通りでなければならない。

- (a) 書面によること,
 - (b) (2)に規定の情報を含むこと, 及び
 - (c) 出願人が署名すること
- (2) 第 52 条出願は, 次の情報を含まなければならない。
- (a) 出願人の名称及び通信用宛先
 - (b) 出願人が代理人を有する場合は, その代理人の名称及び送達宛先
 - (c) 死亡した所有者又は死亡した登録出願人の名称
 - (d) その者が代理人を有した場合は, その代理人の名称及び送達宛先
 - (f) 登録商標の場合は, 第 52 条出願が関係する各商標の登録番号
 - (g) 死亡した出願人による商標登録の出願の場合は, 出願番号
 - (h) 次のことを記載した出願人による司法手続外誓約書
 - (i) 所有者又は登録出願人が死亡しており, かつ
 - (ii) 当該出願人が有資格者であること
- (3) 局長は, 出願人を商標の所有者として登録する前に, 出願人に対して, 局長が必要と認める追加の証拠を提出することを求めることができる。

第7部 登録出願後の手続

不遵守

規則 61 不遵守の通知に対する応答の期限

(1) 法律第41条に基づいて発せられた不遵守の通知において、局長は、次のために登録出願後12月以上の期限を指定することができる。

- (a) 当該通知に対する応答，又は
- (b) 出願の補正

(2) 出願人による各応答又は補正の後、局長は、出願が依然として法律の要件を遵守していない場合は、さらに通知を発することができ、その都度(1)に明示する期限を延長することができる。

規則 62 出願人は遵守するための期間の延長を申請することができる

(1) 不遵守の通知に応答する期限の満了前に、登録出願人は、局長に期限延長を申請することができる。

(2) 局長は、局長の裁量により、本規則に基づく延長を許可することができ、かつ、追加延長も許可することができる。

(3) 局長は、延長申請がその期限の満了後にされた場合は、本規則に基づく延長を許可してはならない。

(4) 局長が延長を拒絶した場合の出願人による聴聞の請求は、局長が出願人に当該拒絶を通知した後10就業日以内にしなければならない。

規則 62A 商標登録出願人は一定の事情において1回の期間延長を受けることができる

(1) 本条規則は、本規則に基づき次に関する何らかのことをする期限に適用される。

- (a) 商標登録出願であって、出願が受理されるまでのもの
- (b) 規則71に基づく、商標受理を取り消す提案

(2) 本条規則が適用される期限が到来した場合において出願人が次のことをしたときは、出願人は、到来後2月以内の延長を受けることができる。

- (a) 到来後2月以内に、当該行為をする期限の延長を局長に申請すること、及び
 - (b) 申請時に当該行為をすること
- (3) 出願人は、本条規則に基づき1回のみ延長を受けることができる。

規則 63 出願人は局長に關係手続を通知しなければならない

(1) 不遵守の通知を発された商標登録の出願人は、当該出願が次の結果待ちになっている場合は、局長に通知しなければならない。

- (a) 先の出願に係る異議手続，又は
- (b) 先の登録に係る取消又は無効手続

(2) 出願人は、局長に対して、不遵守の通知に指定された期日が満了する前に通知しなければならない。

規則 64 出願人は局長に關係手続の結果を通知しなければならない

- (1) 規則 63 に基づいて局長に対して通知した商標登録の出願人は、できる限り速やかに局長に当該手続の結果を通知しなければならない。
- (2) 当該手続の結果の通知に基づいて、局長は、局長が合理的と認める期間だけ遵守のための期限を延長しなければならない。

登録出願の取下

規則 65 登録出願の取下の通知

- (1) 商標登録の出願人は、局長に対して書面で通知することにより、出願を取り下げることができる。
- (2) 取下通知は、次の情報を含まなければならない。
 - (a) 出願人の名称
 - (b) 出願人が代理人を有する場合は、その代理人の名称
 - (d) 出願番号
- (3) 当該通知は、出願人が署名しなければならない。

登録出願の変更

規則 66 出願変更の請求

- (1) 商標登録の出願人による法律第 37 条に基づく出願の変更の請求は、次の通りでなければならない。
 - (a) 書面によること、
 - (b) (2) に規定する情報を含むこと、及び
 - (c) 出願人が署名すること
- (2) 変更の請求は、次の情報を含まなければならない。
 - (a) 出願人の名称
 - (b) 出願人が代理人を有する場合は、その代理人の名称
 - (d) 出願番号
 - (e) 出願に施すべき訂正

規則 67 局長は出願人に対して変更を拒絶する意思を通知しなければならない

- (1) 局長の意見として当該変更が出願の意味又は範囲を実質的に変更するとの理由により、局長が当該変更請求を拒絶しようとする場合は、局長は、出願人に対して通知をしなければならない。
- (2) 当該通知は、次の通りでなければならない。
 - (a) 局長の意見についての理由を明記すること、
 - (b) 出願人に対して、出願人が聴聞を請求することができる旨を通知すること、
 - (c) 当該通知の日付後 1 月以上の、出願人が聴聞を請求できる期間を明記すること、及び
 - (d) 出願人に対して、出願人が聴聞を請求しなかった場合は局長が規則 62A に基づく許可された拡張を受け、当該期間の満了時に当該請求を拒絶する旨を通知すること

規則 68 局長は聴聞しなければならない

局長は、出願人が聴聞を請求した場合は、規則 122(3)が適用されない限り、速やかに聴聞を開催しなければならない。

登録出願の拒絶

規則 69 局長は出願人に対して出願を拒絶する意思を通知しなければならない

(1) 局長は、法律第 43 条に基づいて出願を拒絶しようとする場合は、商標登録の出願人に対して通知をしなければならない。

(2) 当該通知は、次の通りでなければならない。

(a) 拒絶理由を明記すること、

(b) 出願人に対して、出願人が聴聞を請求することができる旨を通知すること、

(c) 出願人が当該通知を受領した後 1 月以上の、出願人が聴聞を請求できる期間を明記すること、及び

(d) 出願人に対して、出願人が聴聞を請求しなかった場合は局長が規則 62A に基づく許可された拡張を受け、当該期間の満了時に当該請求を拒絶する旨を通知すること

規則 70 局長は聴聞しなければならない

局長は、出願人が聴聞を請求した場合は、規則 122(3)が適用されない限り、速やかに聴聞を開催しなければならない。

受理の取消

規則 71 局長は受理を取り消す意思を出願人に通知しなければならない

(1) 局長は、法律第 42 条に基づいて出願の受理を取り消そうとする場合は、商標登録の出願人に対して通知をしなければならない。

(2) 当該通知は、次の通りでなければならない。

(a) 取消理由を明記すること、

(b) 出願人に対して、出願人が聴聞を請求することができる旨を通知すること、

(c) 当該通知の日付後 1 月以上の、出願人が聴聞を請求できる期間を明記すること、及び

(d) 出願人に対して、出願人が聴聞を請求しなかった場合は局長が規則 62A に基づく許可された拡張を受け、当該期間の満了時に当該受理を取り消す旨を通知すること

規則 72 局長は聴聞しなければならない

局長は、出願人が聴聞を請求した場合は、規則 122(3)が適用されない限り、速やかに聴聞を開催しなければならない。

第8部 登録出願に対する異議申立

異議申立

規則73 異議申立の要件

法律第47条に基づく商標登録の出願に対する異議申立は、次の通りでなければならない。

- (a) 書面によること、
- (b) 所定の手数料を併せて納付すること、
- (c) 規則74に明示する情報を含むこと、及び
- (d) 異議申立人が署名すること

規則74 異議申立において必要とされる情報

商標登録の出願に対する異議申立は、次の情報を含まなければならない。

- (a) 異議申立人の名称及び送達宛先
- (b) 異議申立人が代理人を有する場合は、その代理人の名称
- (d) 出願番号
- (e) 異議申立が関係する区分又は商品若しくはサービス
- (f) 1又は複数の異議申立理由及び当該理由が関係する法律の規定
- (g) 異議申立理由が法律第25条に關係する場合は、先の商標の商標番号

規則75 異議申立の期間

(1) 商標登録の出願に異議のある者は、登録受理が最初に公告された日の後3月以内に局長に対して異議申立をしなければならない。

(2) 局長は、請求された場合は、異議申立の期限を次の期間だけ延長することができる。

- (a) 出願人の同意なしで、1月までの期間、及び
- (b) 出願人の同意を得て、2月までの期間

(3) 局長は、当該期限満了後に期間延長の申請を受領した場合は、当該期限を延長してはならない。

規則76 全当事者が合意の場合は適時に送付されたことになる異議申立書

当該登録出願がされた後6月以内に局長に対して送付された異議申立書は、出願人及び異議申立人がそれぞれ同意した場合は、当該申立書を送付する期間内に送付されたものとみなす。

規則77 局長は申立書の写しを登録出願人に対して送付しなければならない

局長は、異議申立後できる限り速やかに、申立書の写しを登録出願人に対して送付しなければならない。

規則78 局長は異議が申し立てられた旨を各異議申立人に対して通知しなければならない

登録出願人が2人以上の異議申立人により異議申立を受けた場合は、局長は、各異議申立がされた後できる限り速やかに、当該異議が申し立てられた旨を各異議申立人に対して通知しなければならない。

答弁書

規則 79 答弁書の送付期間

異議申立書の送付がされた登録出願人は、当該申立書を送付された後 2 月以内に、当該申立書に対する答弁書を局長に提出しなければならない。

規則 80 答弁書において必要とされる情報

- (1) 答弁書は、次の情報を含まなければならない。
 - (a) 出願人の名称及び送達宛先
 - (b) 出願人が代理人を有する場合は、その代理人の名称
 - (c) 異議理由においてされた各主張を認め、否定し又はそれについての知識不足を主張することによる、異議申立人の異議理由に対する答弁
 - (d) 登録出願の裏付けとして出願人が依拠する理由の簡単な陳述
- (2) 答弁書は、出願人が署名しなければならない。

規則 81 局長は答弁書の写しを異議申立人に対して送付しなければならない

局長は、答弁書が提出された後できる限り速やかに、答弁書の写しを異議申立人に対して送付しなければならない。

証拠

規則 82 異議申立人は証拠を提出しなければならない

- (1) 答弁書の写しが異議申立人(0)に送付された後 2 月以内に、0 は、
 - (a) 異議を裏付ける証拠を提出し、
 - (b) 局長に対して、0 が証拠を提出する意思がない旨を通知し、又は
 - (c) 局長に対して、0 が申立を取り下げる旨を通知しなければならない。
- (2) 局長は、0 が(1)(b)又は(c)に基づく措置の 1 を取った後できる限り速やかに、それを出願人に対して通知しなければならない。

規則 83 異議申立の中止

異議申立人(0)は、次の場合は、異議申立を中止したことになる。

- (a) 0 が該当する期限内に証拠を提出せず若しくは局長に対して 0 が証拠を提出する意思がない旨を通知せず、又は
- (b) 0 が局長に対して、0 が異議申立を取り下げる旨を通知した場合

規則 84 出願人は証拠を提出することができる

出願人は、次のものの写しを受領した後 2 月以内に、出願を裏付ける証拠を提出することができる。

- (a) 異議申立人(0)の証拠、又は
- (b) 0 が 0 の異議申立を指示する証拠を提出する意思がない旨の 0 の局長に対する通知

規則 85 応答証拠

登録出願に対する異議申立人は，出願人が証拠を提出した場合は，異議申立人が出願人の証拠を受領した後 1 月以内に，厳密に応答に限定した証拠を提出することができる。

第9部 更正

規則 86 局長が更正を施すことを求める申請

(1) 局長に対して法律第76条に基づいて登録簿の更正を求める申請は、次の通りでなければならない。

- (a) 書面によること、
- (b) 規則87に明示する情報を含むこと、及び
- (c) 申請人が署名すること

(2) 局長は、できる限り速やかに、登録商標の所有者に対して、他人による更正申請書の写しを送付しなければならない。

規則 87 更正申請に必要とされる情報

更正申請は、次の情報を含まなければならない。

- (a) 申請人の名称及び送達宛先
- (b) 申請人が代理人を有する場合は、その代理人の名称
- (d) 当該更正申請が関係する商標の登録番号
- (e) 当該申請が関係する区分
- (f) 更正を求める範囲
- (g) 更正を求める理由及び該理由に関する法令
- (h) 商標の所有者でない者による申請の場合は、申請人が法律第76条(1)の適用上利害関係を有する者であると主張する根拠についての簡単な陳述

更正に対する異議申立

規則 88 所有者は更正に対して異議を申し立てることができる

(1) 他人から更正を申請された商標の所有者は、当該申請の写しを送付された後2月以内に局長に対して答弁書を提出することにより、当該申請に対して異議を申し立てることができる。

(2) 所有者が2月以内に答弁書を提出しない場合は、局長は、申請人から提出された書類に基づいて当該申請について決定しなければならない。

規則 89 更正申請に対する答弁書の要件

(1) 更正申請に対する答弁書は、次の情報を含まなければならない。

- (a) 所有者の名称及び送達宛先
- (b) 所有者が代理人を有する場合は、その代理人の名称
- (c) 更正理由においてされた各主張を認め、否定し又はそれについての知識不足を主張することによる、申請人の更正理由に対する答弁
- (d) 所有者が登録出願の支持理由とする事実の簡潔な陳述

(2) 答弁書は、所有者が署名しなければならない。

(3) 局長は、できる限り速やかに、答弁書の写しを申請人に送付しなければならない。

証拠

規則 90 更正申請人は証拠を提出しなければならない

- (1) 答弁書の写しを送付された後 2 月以内に、申請人(A)は、
- (a) 申請を裏付ける証拠を提出し、
 - (b) A が証拠を提出する意思がない旨を局長に通知し、又は
 - (c) A が申請を取り下げる旨を局長に通知しなければならない。
- (2) 局長は、A が(1) (b)又は(c)に基づく措置の 1 を取った後できる限り速やかに、それを所有者に対して通知しなければならない。

規則 91 申請の中止

次の場合は、申請人(A)が申請を中止したことになる。

- (a) A が該当する期限内に証拠を提出せず又は A が証拠を提出する意思がない旨を局長に通知せず、又は
- (b) A が申請を取り下げる旨を、A が局長に通知した場合

規則 92 所有者は証拠を提出することができる

所有者は、次のものの写しを受領した後 2 月以内に、証拠の写しを提出することができる。

- (a) 申請人の証拠、又は
- (b) 申請人が申請を支持する証拠を提出する意思がない旨の申請人の局長に対する通知

規則 93 申請人の応答証拠

更正申請人は、所有者が証拠を提出した場合は、申請人が所有者から提出された証拠の写しを受領した後 1 月以内に、厳密に応答に限定した証拠を提出することができる。

第10部 取消

局長に対する取消申請

規則94 局長に対する取消申請

- (1) 局長に対して商標登録の取消を求める申請は、次の通りでなければならない。
- (a) 書面によること、
 - (b) 規則95に明示する情報を含むこと、及び
 - (c) 申請人が署名すること
- (2) 局長は、できる限り速やかに、商標の所有者に対して申請書の写しを送付しなければならない。

規則95 取消申請に必要とされる情報

取消申請は、次の情報を含まなければならない。

- (a) 申請人の名称及び送達宛先
- (b) 申請人が代理人を有する場合は、その代理人の名称
- (d) 当該取消申請が関係する商標の登録番号
- (e) 当該申請が関係する区分
- (f) 取消理由及び該理由に関する法令
- (g) 申請人が法律第65条(1)の適用上、被害者であると主張する根拠についての陳述

不使用を理由とする取消申請に対する異議申立

規則96 所有者又はライセンシーは答弁書及び使用の証拠を提出することにより取消に異議を申し立てることができる

- (1) 不使用を理由とする取消申請の対象である商標の所有者又はライセンシーは、所有者又はライセンシーが当該申請を送付された後2月以内に次の書類を提出することにより、当該申請に異議を申し立てることができる。
- (a) 規則97を遵守する答弁書、及び
 - (b) 次についての証拠
 - (i) 当該標章の使用、又は
 - (ii) 法律第66条(2)に掲げた種類の特殊事情
- (2) 所有者又はライセンシーが指定期間内に答弁書及び該当する場合は当該標章の使用の証拠又は特殊事情を提出しなかった場合は、局長は、申請人から提出された書類に基づいて当該申請について決定しなければならない。
- (3) 局長は、できる限り速やかに、申請人に対して答弁書の写し及び関係書類の写しを送付しなければならない。

規則97 不使用を理由とする取消申請に対する答弁書の要件

- (1) 不使用を理由とする商標の取消申請に対する答弁書は、次の情報を含まなければならない。

- (a) 申請に異議を申し立てる所有者又はライセンシーの名称及び送達宛先
 - (b) 所有者又はライセンシーが代理人を有する場合は、その代理人の名称
 - (c) 取消理由においてされた各主張を認め、否定し又はそれについての知識不足を主張することによる、申請人の取消理由に対する答弁
 - (d) 所有者又はライセンシーが登録継続を支持する理由とする事実の簡単な陳述
 - (e) 不使用が法律第 66 条(2)に掲げた種類の特殊事情による場合は、それら特殊事情についての簡単な陳述
- (2) 答弁書は、申請に異議を申し立てる所有者又はライセンシーが署名しなければならない。

証拠

規則 98 不使用を理由とする取消申請人は証拠を提出しなければならない

- (1) 答弁書の写し及び商標の使用の証拠又は法律第 66 条(2)に掲げた種類の特殊事情の証拠の送付後 2 月以内に、申請人(A)は、
- (a) 申請を支持する証拠を提出し、
 - (b) 局長に対して、A が証拠を提出する意思がない旨を通知し、又は
 - (c) 局長に対して、A が申請を取り下げる旨を通知しなければならない。
- (2) 局長は、A が(1)(b)又は(c)に基づく措置の 1 を取った後できる限り速やかに、それを当該申請に異議を申し立てる所有者又はライセンシーに対して通知しなければならない。
- (3) A は、次の場合は、当該申請を中止したことになる。
- (a) A が該当する期限内に証拠を提出せず又は A が証拠を提出する意思がない旨を局長に対して通知せず、又は
 - (b) A が局長に対して、A が申請を取り下げる旨を通知した場合

規則 99 所有者又はライセンシーは証拠を提出することができる

不使用を理由とする取消申請に異議のある所有者又はライセンシーは、申請人が申請を支持する証拠を提出した場合は、申請人の証拠の写しを受領した後 2 月以内に、登録を支持する証拠を提出することができる。

規則 100 申請人は応答証拠を提出することができる

不使用を理由とする取消申請人は、所有者又はライセンシーが登録を支持する証拠を提出した場合は、申請人が所有者又はライセンシーを支持する証拠の写しを受領した後 1 月以内に、厳密に応答に限定した証拠を提出することができる。

不使用以外の理由による取消申請に対する異議申立

規則 101 所有者又はライセンシーは答弁書を提出することにより取消に異議を申し立てることができる

- (1) 不使用以外の理由による取消申請の対象である商標の所有者又はライセンシーは、局長が当該申請書を送付した後 2 月以内に規則 102 を遵守する答弁書を提出することにより、当該申請に異議を申し立てることができる。

(2) 局長は、できる限り速やかに、当該答弁書の写しを申請人に対して送付しなければならない。

(3) 所有者又はライセンシーが当該申請書を受領した後2月以内に答弁書を提出しなかった場合は、局長は、申請人により提出された書類に基づいて当該申請について決定しなければならない。

規則 102 不使用以外の理由による取消申請に対する答弁書の要件

(1) 不使用以外の理由による商標の取消申請に対する答弁書は、次の情報を含まなければならない。

(a) 当該申請に異議のある所有者又はライセンシーの名称及び送達宛先

(b) 所有者又はライセンシーが代理人を有する場合は、その代理人の名称

(c) 申請人が取消を求める理由においてした各主張を認め、否定し又はそれについての知識不足を主張することによる、その取消を求める理由に対する答弁

(d) 所有者又はライセンシーが登録継続を支持する理由とする事実の簡単な陳述

(2) 答弁書は、申請に異議を申し立てる所有者又はライセンシーが署名しなければならない。

証拠

規則 103 不使用以外の理由による取消の申請人は証拠を提出しなければならない

(1) 答弁書の写しを送付された後2月以内に、申請人(A)は、

(a) 当該申請を裏付ける証拠を提出し、

(b) 局長に対して、Aが証拠を提出する意思がない旨を通知し、又は

(c) 局長に対して、Aが申請を取り下げる旨を通知しなければならない。

(2) 局長は、Aが(1)(b)又は(c)に基づく措置の1を取った後できる限り速やかに、それを当該申請に異議のある所有者又はライセンシーに対して通知しなければならない。

(3) 次の場合は、Aが当該申請を中止したことになる。

(a) Aが該当する期限内に証拠を提出せず又は局長に対してAが証拠を提出する意思がない旨を通知せず、又は

(b) Aが局長に対して、Aが当該申請を取り下げる旨を通知した場合

規則 104 異議のある者は登録を支持する証拠を提出することができる

不使用以外の理由による取消の申請に異議のある所有者又はライセンシーは、申請人が申請を支持する証拠を提出した場合は、申請人の証拠の写しを受領した後2月以内に、登録を支持する証拠を提出することができる。

規則 105 申請人は応答証拠を提出することができる

不使用以外の理由による取消の申請人は、所有者又はライセンシーが応答証拠を提出した場合は、申請人が所有者又はライセンシーを支持する証拠の写しを受領した後1月以内に、厳密に応答に限定した証拠を提出することができる。

第 11 部 無効

局長に対する無効の宣言を求める申請

規則 106 局長に対する無効の宣言を求める申請

(1) 商標登録が無効である旨の宣言を求める局長に対する申請は、次の通りでなければならない。

- (a) 書面によること、
- (b) 所定の手数料を併せて納付すること、
- (c) 規則 107 に明示する情報を含むこと、及び
- (d) 申請人が署名すること

(2) 局長は、できる限り速やかに、申請書の写しを商標の所有者に対して送付しなければならない。

規則 107 無効の宣言を求める申請に必要とされる情報

無効の宣言を求める申請は、次の情報を含まなければならない。

- (a) 申請人の名称及び送達宛先
- (b) 申請人が代理人を有する場合は、その代理人の名称
- (d) 無効の宣言を求める申請が関係する商標の登録番号
- (e) 当該申請が関係する区分
- (f) 無効の宣言を求める理由及び該理由に関する法令
- (g) 申請人が法律第 73 条(1)の適用上、被害者であると主張する根拠についての陳述

無効の宣言を求める申請に対する異議申立

規則 108 所有者は答弁書を提出することにより無効の宣言を求める申請に異議を申し立てることができる

(1) 局長に対して無効の宣言を求める申請の対象である商標の所有者は、所有者が当該申請書を送付された後 2 月以内に規則 109 を遵守する答弁書を提出することにより、当該申請に異議を申し立てることができる。

(2) 所有者が所定の期間内に答弁書を提出しなかった場合は、局長は、申請人により提出された書類に基づいて当該申請について決定しなければならない。

(3) 局長は、できる限り速やかに、当該答弁書の写しを申請人に対して送付しなければならない。

規則 109 無効の宣言を求める申請に対する答弁書の要件

(1) 局長に対して無効の宣言を求める申請に対する答弁書は、次の情報を含まなければならない。

- (a) 商標の所有者の名称及び送達宛先
- (b) 異議のある所有者が代理人を有する場合は、その代理人の名称
- (c) 申請人が無効宣言を求める理由においてした各主張を認め、否定し又はそれについての

知識不足を主張することによる，その無効宣言の理由に対する答弁

- (d) 所有者が登録継続を支持する理由とする事実の簡潔な陳述
- (2) 答弁書は，所有者が署名しなければならない。

証拠

規則 110 無効宣言を求める申請人は証拠を提出しなければならない

- (1) 答弁書の写しを送付された後 2 月以内に，申請人(A)は，
 - (a) 当該申請を裏付ける証拠を提出し，
 - (b) A が証拠を提出する意思がない旨を局長に通知し，又は
 - (c) A が出願を取り下げる旨を局長に通知しなければならない。
- (2) 局長は，A が(1) (b)又は(c)に基づく措置の 1 をとった後できる限り速やかに，それを当該申請に異議を申し立てる所有者に対して通知しなければならない。
- (3) 次の場合は，A は，当該申請を中止したことになる。
 - (a) A が該当する期限内に証拠を提出せず又は局長に対して A が証拠を提出する意思がない旨を通知せず，又は
 - (b) A が局長に対して，A が申請を取り下げる旨を通知した場合

規則 111 所有者は証拠を提出することができる

無効宣言を求める申請に異議のある所有者は，次のものの写しの受領後 2 月以内に，登録を支持する証拠を提出することができる。

- (a) 申請人(A)の証拠，又は
- (b) A が A の申請を裏付ける証拠を提出する意思がない旨の A の局長に対する通知

規則 112 申請人は応答証拠を提出することができる

無効宣言を求める申請人は，所有者が登録を支持する証拠を提出した場合は，申請人が所有者の証拠の写しを受領した後 1 月以内に，厳密に応答に限定した証拠を提出することができる。

第 12 部 取消又は変更

自発的取消

規則 113 自発的取消

- (1) 法律第 61 条に基づいて自発的に登録を取り消す商標の所有者は、局長に対して取消通知を提出しなければならない。
- (2) 当該通知は、次の通りでなければならない。
- (a) 書面によること、
 - (b) 所有者が署名すること、及び
 - (c) 次の情報を含むこと
 - (i) 商標の登録番号
 - (iii) 所有者の名称
 - (iv) 所有者が代理人を有する場合は、その代理人の名称
 - (v) 登録の一部に限り取り消す場合は、登録を取り消すべき商品、サービス又は区分の一覧
 - (vi) 登録の一部を取り消す場合は、補正指定書の写し

被害者による登録の取消又は変更を求める申請

規則 114 被害者による取消又は変更を求める申請

- (1) 局長に対して法律第 62 条、第 63 条又は第 64 条に基づく登録の取消又は変更を求める申請は、次の通りでなければならない。
- (a) 書面によること、
 - (b) 規則 115 に規定の情報を含むこと、及び
 - (c) 申請人が署名すること
- (2) 局長は、できる限り速やかに、所有者に対して、当該申請書の写しを送付しなければならない。

規則 115 取消又は変更を求める申請に必要とされる情報

法律第 62 条、第 63 条又は第 64 条に基づく登録の取消又は変更を求める申請は、次の情報を含まなければならない。

- (a) 申請人の名称及び送達宛先
- (b) 申請人が代理人を有する場合は、その代理人の名称
- (d) 当該申請が関係する商標の登録番号
- (e) 当該申請が関係する商品又はサービスの区分
- (f) 取消又は変更を求める範囲
- (g) 取消又は変更を求める理由
- (h) 申請人が被害者であると主張する根拠についての陳述

取消又は変更に対する異議申立

規則 116 所有者は取消又は変更に対して異議を申し立てることができる

- (1) 法律第 62 条, 第 63 条又は第 64 条に基づく登録の取消又は変更を他人から申請された商標の所有者は, 当該申請書を送付された後 2 月以内に答弁書を局長に対して提出することにより, 当該申請に異議を申し立てることができる。
- (2) 所有者が 2 月以内に答弁書を提出しなかった場合は, 局長は, 申請人から提出された書類に基づいて当該申請について決定しなければならない。

規則 117 取消又は変更を求める申請に対する答弁書の要件

- (1) 登録の取消又は変更を求める申請に対する答弁書は, 次の情報を含まなければならない。
 - (a) 所有者の名称及び送達宛先
 - (b) 所有者が代理人を有する場合は, その代理人の名称
 - (c) 申請人が取消又は変更を求める理由においてした各主張を認め, 否定し又はそれについての知識不足を主張することによる, その取消又は変更の理由に対する答弁
 - (d) 所有者が登録を支持する理由とする事実の簡潔な陳述
- (2) 答弁書は, 所有者が署名しなければならない。
- (3) 局長は, できる限り速やかに, 申請人に対して当該答弁書の写しを送付しなければならない。

証拠

規則 118 取消又は変更を求める申請人は証拠を提出しなければならない

- (1) 答弁書の写しの送付後 2 月以内に, 申請人(A)は,
 - (a) 当該申請を支持する証拠を提出し,
 - (b) 局長に対して, A が証拠を提出する意思がない旨を通知し, 又は
 - (c) 局長に対して, A が申請を取り下げる旨を通知しなければならない。
- (2) 局長は, A が(1) (b)又は(c)に基づく措置の 1 を取った後できる限り速やかに, それを当該申請に異議のある所有者に対して通知しなければならない。

規則 119 申請の中止

次の場合は, A が当該申請を中止したことになる。

- (a) A が該当する期限内に証拠を提出せず又は A が証拠を提出する意思がない旨を局長に通知せず, 又は
- (b) A が申請を取り下げる旨を A が局長に通知した場合

規則 120 所有者は証拠を提出することができる

所有者は, 次の写しを受領した後 2 月以内に, 証拠を提出することができる。

- (a) 申請人からの証拠, 又は
- (b) 申請人が当該申請を支持する証拠を提出する意思がない旨の申請人の局長に対する通知

規則 121 申請人の応答証拠

取消又は変更の申請人は, 所有者が証拠を提出した場合は, 申請人が所有者の証拠の写しを

受領した後1月以内に、厳密に応答に限定した証拠を提出することができる。

第13部 聴聞

規則122 聴聞の方式

- (1) 聴聞は、次の何れかによりすることができる。
 - (a) 出頭による聴聞，すなわち，自身で赴いて又は局長が認める電気通信手段によるかを問わず，局長の面前への当事者の出頭による聴聞
 - (b) 意見陳述書による聴聞，すなわち，出頭なしに当事者により作成された意見陳述書についての局長による審理，又は
 - (c) 書類による聴聞，すなわち，手続において既に提出された全ての書類の検討
- (2) 当事者は，(3)に従うことを条件として，出頭，意見陳述書又は書類の何れかにより聴聞を受けるかを選択することができる。
- (3) ある当事者が合理的理由なく，執拗に又は反復的に聴聞に出頭しない又は聴聞日に同意しないと局長が認める場合，局長はその裁量において，次の何れかを行うことができる。
 - (a) 書類による聴聞を指示する，又は
 - (b) 聴聞の請求が取り下げられたものとして処理する

規則123 局長の裁量権行使前の聴聞

- (1) 法律又は本規則に基づく権限の局長による予定された行使が自己に悪影響を及ぼすと主張する者(Y)は，Yが当該権限の行使前に聴聞を受ける機会を請求する場合は，聴聞を受けることを求める請求の通知を局長に提出しなければならない。
- (2) 当該通知は，
 - (a) Yの名称及び送達宛先並びにYが代理人を有する場合は，その代理人の名称を含み，
 - (b) 聴聞を請求する事項を記述し，
 - (c) Yが署名しなければならない。
- (3) Yは，局長による決定の意向の通知をYが局長から受領した後10就業日以内に，当該請求の通知を提出しなければならない。
- (4) 本条規則は，次の手続には適用されない。
 - (a) 規則124が適用される手続
 - (b) 本規則が手続における聴聞の規定を定めている場合の当該手続

規則124 一定の手続における聴聞

- (1) 本条規則は，次の手続に適用される。
 - (a) 異議申立がされた商標登録の出願
 - (b) 登録簿の更正を求める申請
 - (c) 商標登録の取消を求める申請
 - (d) 商標登録が無効である旨の宣言を求める申請
 - (e) 登録の取消又は変更を求める申請
- (2) 証拠がすべて提出された後，局長は，通信により又は全当事者の聴聞前会議を開催することにより，次について決定することができる。
 - (a) 聴聞が必要か否か
 - (b) 聴聞の方式

- (c) 意見陳述書の提出時期
- (d) 当該聴聞の場所
- (e) 聴聞を手配するのに必要なその他の事項

規則 125 出頭による聴聞の通知

- (1) 局長は、出頭による聴聞の各当事者に対して、当該聴聞の1月以上前に聴聞の日付及び場所について通知しなければならない。
- (2) (1)の規定は、次の場合は適用されない。
 - (a) 当該日付及び場所が聴聞前会議において決定されたか、
 - (b) 全当事者が(1)の規定を要件から除外するか、又は
 - (c) 緊急のものであるために1月の予告では実用的でないとの見解を局長が有する場合

規則 126 聴聞手数料

- (1) 聴聞において聴聞を受けたい各当事者は、聴聞手数料を納付しなければならない。
- (2) 当該手数料は、
 - (a) 出頭による聴聞の場合は、聴聞のために設定された日の10就業日以上前に、
 - (b) 意見陳述書による聴聞の場合は、当事者が局長に意見陳述書を提出するときに、納付しなければならない。
- (2A) 規則123に基づいて聴聞が請求される場合は、聴聞の請求の提出に手数料を添付しなければならない。
- (3) 局長は、聴聞のために設定した日の5就業日以上前に取下通知を局長が受領した場合は、聴聞を取り下げる当事者により納付された聴聞手数料を還付しなければならない。

規則 127 出頭による聴聞の場所

- (1) 1当事者がウェリントンにいる場合は、聴聞は、ウェリントンにおいて又は全当事者が聴聞の場所として合意した場所において、行わなければならない。
- (2) 何れの当事者もウェリントンにいない場合は、局長は、聴聞の開催場所を決定しなければならない。
- (3) 局長は、1関係当事者又は全関係当事者に対して、ウェリントン以外の場所において聴聞を開催する際の局長の費用を納付すべき旨を命じることができる。

規則 128 出頭による聴聞の実施

- (1) 局長は、出頭による聴聞の実施方法を決定しなければならない。
- (2) 何人も、局長が適当でない旨を決定しない限り、出頭による聴聞に出席することができる。

第14部 登録

総則

規則129 登録簿の追加内容

法律第182条(a)から(f)までに規定の事項に追加して、次の事項は、各商標について登録簿に記載しなければならない。

- (a) 局長が商標に割り当てた番号
- (b) 商標が登録された各区分の商品又はサービスの指定
- (c) 指定の区分に使用されたニース分類版若しくはニース分類旧版又は1954年商標規則に基づく附則
- (d) 他の登録商標の所有者又はある登録出願人の同意を得て登録がされた場合は、
 - (i) 「同意により」の記載、及び
 - (ii) 当該他の商標の登録番号又は場合に応じて登録出願の番号
- (e) 該当する場合は、次を基礎として商標が登録された旨の陳述
 - (i) 使用又は識別性についての証拠
 - (ii) 優先権のある別の登録又は出願の誠実な使用
- (f) 登録の満了予定日
- (g) 本規則に基づいて登録簿に記載しなければならない何らかの保証
- (h) 該当する場合は、指定の変更日

規則130 登録証

- (1) 局長が交付する商標の登録証は、次の情報を含まなければならない。
 - (a) 局長が商標に割り当てた番号
 - (b) 商標の表示
 - (c) 実際の登録日及びみなし登録日
 - (d) 商標が登録された区分
 - (e) 商標が登録された商品又はサービス
- (2) 登録証は、局長が適当と思料するその他の情報を含むことができる。

規則131 登録簿の記載事項の認証謄本

- (1) 局長は、何人かの請求により、その者に対して次の書類の何れかを提供しなければならない。
 - (a) 商標登録簿の記載事項の認証謄本
 - (b) 法律又は本規則に基づいて保管しなければならない何らかの登録簿、公の書類若しくは記録の認証謄本又は抄本
- (2) (1)に掲げた書類の請求は、次の通りでなければならない。
 - (a) 書面によること、
 - (b) 請求人の名称及び通信用宛先を含むこと、及び
 - (c) 必要なら所定の手数料を添付すること。

商標登録の分割

規則 131A 商標所有者は登録の分割を申請することができる

- (1) 商標所有者は、局長に対し、商標登録の分割を申請することができる。
- (2) 分割申請は、次の通りでなければならない。
 - (a) 書面によること、及び
 - (b) 規則 131B に定める情報を含むこと

規則 131B 分割申請に必要な情報

登録の分割申請は、次の情報を含まなければならない。

- (a) 所有者の名称及び宛先
- (b) 所有者が代理人を有する場合は、代理人の名称
- (c) 商標の登録番号
- (d) 連続商標の分割の場合は、その連続のうち分割すべき部分
- (e) 区分の分割の場合は、分割すべき区分の一覧
- (f) 商品又はサービスの分割の場合は、分割すべき商品又はサービスの一覧
- (g) 登録が局長に提起された手続に従うことを条件とする場合は、手続の相手当事者(1 又は複数)が分割申請に同意している旨の陳述

規則 131C 登録分割の効果

局長が登録分割の申請を許可した場合は、分割された部分は、

- (a) 原登録から独立し、
- (b) 原登録の出願日を保持する。

登録の更新

規則 132 満了通知

- (1) 本条規則において、通知とは、局長が法律第 59 条(3)に基づいて商標の所有者に対して送付しなければならない通知をいう。
- (2) 局長は、通知を、
 - (a) 所有者の送達宛先に対して、
 - (b) 登録満了の 2 月以上前に、送付しなければならない。
- (3) 法律第 59 条(3)にいう事項に加えて、通知には、次の事項を記述しなければならない。
 - (b) 更新申請することができる最終日
 - (c) 更新手数料の額並びに納付できる方法及び場所

規則 133 更新申請

- (1) 商標登録の更新申請は、次の通りでなければならない。
 - (a) 書面によること、
 - (c) 所定の手数料を併せて納付すること

- (2) 当該申請は、次の情報を含まなければならない。
- (a) 商標の登録番号
- (b) 商標が 2 以上の区分に登録されている場合は、登録を更新すべき区分の詳細

登録簿の変更

規則 135 所有者の名称又は宛先の変更請求

商標の所有者の名称又は宛先の変更を求める法律第 78 条(a)に基づく請求は、次の通りでなければならない。

- (a) 書面によること、
- (b) 所有者が署名すること、及び
- (c) 次の情報を含むこと
 - (i) 所有者の名称
 - (ii) 所有者が代理人を有する場合は、その代理人の名称
 - (iii) 登録簿に記載すべき新しい名称又は宛先

規則 136 商品若しくはサービス又は商品若しくはサービスの区分の抹消請求

法律第 78 条(b)に基づき商品若しくはサービス又は商品若しくはサービスの区分の局長による抹消を求める請求は、次の通りでなければならない。

- (a) 書面によること、
- (b) 所有者が署名すること、及び
- (c) 次の情報を含むこと
 - (i) 商標の登録番号
 - (ii) 所有者の名称
 - (iii) 所有者が代理人を有する場合は、その代理人の名称
 - (iv) 抹消すべき商品、サービス又は区分の一覧
 - (v) 区分の一部を抹消すべき場合は、補正された指定の写し

規則 137 登録簿への覚書の記載、変更又は削除の請求

覚書の登録簿へ記載、変更又は削除を求める法律第 78 条(c)に基づく請求は、次の通りでなければならない。

- (a) 書面によること、
- (b) 所有者が署名すること、及び
- (c) 次の情報を含むこと
 - (i) 商標の登録番号
 - (ii) 所有者の名称
 - (iii) 所有者が代理人を有する場合は、その代理人の名称
 - (iv) 記載すべき覚書、覚書への変更又は削除すべき覚書(場合による)

自発的な権利の部分放棄

規則 138 所有者による商標の自発的な権利の部分放棄の通知

- (1) 法律第 69 条に基づいて自発的に権利を部分放棄する商標の所有者は、局長に対して、書面により当該権利の部分放棄を通知しなければならない。
- (2) 権利の部分放棄の通知は、次の情報を含まなければならない。
 - (a) 所有者の名称
 - (b) 所有者が代理人を有する場合は、その代理人の名称
 - (c) 当該権利の部分放棄が関係する商標の出願番号又は登録番号
 - (d) 所有者が権利の部分放棄をする場合は、権利を部分放棄する商標の当該部分の記述
- (3) 当該通知は、所有者が署名しなければならない。

第 15 部 指定変更を求める申請

規則 139 指定変更を求める申請

1954 年商標規則附則 3 若しくは附則 4 又はニース分類旧版に基づいて分類された指定で登録した商標の所有者は、ニース分類に基づく分類への指定の変更を申請することができる。

規則 140 変更申請に必要とされる情報

変更申請は、次の情報を含まなければならない。

- (a) 所有者の名称及び送達宛先
- (b) 所有者が代理人を有する場合は、その代理人の名称
- (c) 商標の登録番号

規則 141 申請人は登録に追加する区分を候補に挙げることができる

変更を求める申請人は、1954 年商標規則附則 3 若しくは附則 4 又はニース分類旧版に基づいて単一区分に分類された商品又はサービスが、ニース分類に基づく追加区分に該当する場合は、登録に追加する区分を候補に挙げることができる。

規則 142 変更案

- (1) 局長は、変更を求める申請人に対して、変更案を通知しなければならない。
- (2) 申請人は、通知後 1 月以内に、局長の当該変更案について聴聞を申請することができる。
- (3) 申請人が通知の 1 月以内に聴聞を申請しない場合は、局長は、
 - (a) 案にした指定に変更し、かつ
 - (b) 当該変更の日付を登録簿に記載しなければならない。

第 15A 部 局長による指定変更

規則 142A 適用

この部は、

- (a) 1954 年商標規則の付則 3 若しくは 4 又はニース分類の過去の版に基づき分類された指定により登録されている商標に適用され、かつ
- (b) 当該商標指定の、ニース分類に基づく分類への変更を規定する。

規則 142B 変更方法

この部が適用される商標指定をニース分類に基づく分類に変更する目的で、局長は、ニース分類に合致しない各商標登録の所有者に対し、その時点で次を内容とする書簡を出すことができる。

- (a) 分類を変更すべきとする局長の意向及びその変更の提案様式を所有者に通知すること、及び
- (b) 所有者に対し、書簡に示された日付(要求日)から 1 月以内に、次の何れかにより応答するよう求めること
 - (i) 変更を受け入れること、又は
 - (ii) 変更の代替様式を提案すること(これは、1954 年商標規則の付則 3 又は 4 又はニース分類の過去版に基づく単一の区分に分類された商品又はサービスがニース分類の追加の区分に該当する場合は、制限なしに追加の区分への指定登録を含めてよい)、及び
- (c) 所有者に対し、当該人が要求日までに応答しない場合は、分類は局長の提案通り変更することができる旨を通知すること

規則 142C 所有者が応答しない場合

所有者が要求日までに応答しない場合は、局長は、次のことをすることができる。

- (a) 指定を局長の提案通り変更すること、及び
- (b) 変更日を登録簿に記入すること

規則 142D 所有者の応答

- (1) 所有者が要求日までに代替変更様式を提案して局長に応答する場合は、局長は、次のことをしなければならない。
 - (a) 変更の様式を決定すること、及び
 - (b) 決定を所有者に通知すること
- (2) 所有者が局長の決定した変更様式に合意しない場合は、所有者は聴聞を請求することができる。

第 16 部 譲渡又は移転

局長の証明書

規則 145 商標の権原を登録する申請

- (1) 本条規則は、法律第 82 条(2)に基づく商標の権原についての登録の申請又は場合に応じて登録出願に基づく出願人の名義変更の申請に適用される。
- (2) 当該申請は、
 - (a) 書面により、かつ
 - (b) 規則 146 に規定の情報を含まなければならない。

規則 146 商標の権原を登録する申請に必要とされる情報

- (1) 法律第 82 条(2)に基づく申請は、次の情報を含まなければならない。
 - (a) 商標を譲渡又は移転した者(C)の名称
 - (b) C が代理人を有する場合は、その代理人の名称
 - (c) C が商標を譲渡又は移転した相手の者(D)の名称及び送達宛先
 - (d) D が代理人を有する場合は、その代理人の名称
 - (f) 譲渡又は移転が全部か又は一部か
 - (g) 譲渡又は移転の発効日
 - (h) 譲渡又は移転された区分
 - (i) 1 区分内の商品又はサービスの一部のみの譲渡又は移転の場合は、譲渡又は移転される商品又はサービスについての陳述
 - (j) 商標の出願番号又は登録番号
 - (k) (2)項の場合を除き、D の商標の権原についての証拠であり、局長にとって受理可能な譲渡又は移転関係書類又はその他の書類の謄本
- (2) 商標の譲渡又は移転が契約の結果である場合は、次の通りとする。
 - (a) 局長は、法律第 82 条(2)に基づき、申請人に対し、申請と共に次の書類の何れか 1 を提出するよう請求することができる。
 - (i) 譲渡契約書の謄本
 - (ii) 契約書の抄本
 - (iii) 移転証明書
 - (iv) 移転書類
 - (b) (a)にいう書類は、申請の目的では認証の必要はない。
 - (c) 局長は、申請及び申請と共に提出された書類に含まれる情報の真実性を疑う合理的な根拠を有する場合は、申請人に対し、更なる情報の提供を要求することができる。

第 16A 部 執行官

規則 146A 執行官任命状の様式

法律第 134B 条に基づいて執行官に交付される任命状は, 附則 1A の様式 1 によらなければならない。

規則 146B 場所又は物の搜索令状の様式

法律第 134F 条に基づいて交付される搜索令状は, 附則 1A の様式 2 によらなければならない。

規則 146C 法律第 134Y 条に基づいて書類を提出する命令の様式

法律第 134Y 条に基づいて書類を提出する命令は, 附則 1A の様式 3 によらなければならない。

第 18 部 国境保護措置

規則 156 第 137 条の様式

法律第 137 条に基づく通知は、附則 2 に記載の様式によらなければならない。

規則 157 主張を裏付ける証拠

(1) 法律第 137 条に基づく通知をする者は、最高行政官に対して当該通知に特定した商品上に又は物理的に関係付けて侵害標識が使用されている旨の主張を裏付ける証拠を提供しなければならない。

(2) 最高行政官は、当該通知が提出されたとき又はその後、当該証拠を提供しなければならない旨を指示することができる。

規則 158 譲渡、移転及びその他の事項の通知

法律第 137 条に基づく通知をした者は、次についての通知書を最高行政官に提出しなければならない。

(a) 商標の譲渡又は移転

(b) 当該通知においてされた請求を支持して最高行政官に提出された通知若しくは証拠又はその他の情報において含まれた詳細の変更

規則 159 担保及び補償

(1) 法律第 137 条に基づく通知をする者は、最高行政官により命じられた場合は、最高行政官が決定することがある額及び条件での担保若しくは補償又は担保及び補償の双方を提供しなければならない。

(2) 当該通知がされたとき又はその後、最高行政官は、担保若しくは補償又は双方を提供すべき旨を指示することができる。

(3) 法律第 150 条に基づいて商品が留置解除されるべき又は留置解除された者は、最高行政官が決定することがある額及び条件で担保若しくは補償を又は担保及び補償の双方を提供しなければならない。

規則 160 没収商品の処分

(1) 法律第 151 条又は第 152 条(訳注：第 154 条と思われる)に基づいて政府に没収された商品は、最高行政官が指示する方法により売却、破棄又はその他の処分をしなければならない。

(2) ただし、最高行政官は、(1)に基づいて取る措置が商標の所有者又はライセンシーに悪影響を及ぼさないことを確実にする必要性を最初に参酌することなしに、取るべき当該措置を指示してはならない。

規則 160A 税関の管理下にある商品に関する書類の提出を求める通知の様式

法律第 155B 条に基づく通知であって、ある者に税関の管理下にある商品に関する書類の提出を要求するものは、附則 3 の様式 1 によらなければならない。

規則 160B 税関の管理下にある商品に関する案件について出頭して答弁することを求める通知の様式

法律第 155C 条に基づく通知であって、ある者に税関の管理下にある商品に関する案件について出頭して答弁することを要求するものは、附則 3 の様式 1 によらなければならない。

規則 160C 書類提出の命令を求める税関職員による申請の様式

法律第 155D 条に基づく税関職員による申請であって、法律第 155E 条に基づく書類提出の命令を求めるものは、附則 3 の様式 2 によらなければならない。

規則 160D 法律第 155E 条に基づく書類提出の命令の様式

法律第 155E 条に基づく書類提出の命令は、附則 3 の様式 3 によらなければならない。

規則 160E 税関職員による搜索令状の申請の様式

法律第 155G 条に基づいて交付されるべき搜索令状を同条に基づき税関職員が求める申請は、附則 3 の様式 4 によらなければならない。

規則 160F 税関職員に対する場所又は物の搜索令状の様式

法律第 155G 条に基づき税関職員に交付される搜索令状は、附則 3 の様式 5 によらなければならない。

第 19 部 雑則

規則 161 局長による公示

局長は、法律により公示を必要とする情報を、局長が適当と思料する方式、方法及び頻度により、公示しなければならない。

規則 162 局長は決定を通知しなければならない

- (1) 局長は、
- (a) 手続の終結時に局長が出した決定した場合は、当該手続の全当事者に対して、書面により通知しなければならない、
 - (b) 法律又は規則に基づき局長が何らか他の裁量権を行使した場合は、影響が及ぶ 1 当事者若しくは全当事者に対して、書面で通知しなければならない。
- (2) 法律第 170 条に基づく上訴の適用上、次の時に決定が出たことになる。
- (a) 決定通知を局長が送付する時、又は
 - (b) 当該通知を送付された者が、当該決定の理由を通知することを局長に請求した場合は、局長が当該決定の理由を送付する時

規則 163 局長は必要な場合は決定理由を提示しなければならない

- (1) 規則 162 に基づいて通知が送付された者は、決定理由が未だ提示されていない場合は、その者に決定理由を通知することを局長に請求することができる。
- (2) 決定理由を請求する旨の通知は、当該決定に対する上訴をするための期間内に局長に対して送付しなければならない。

規則 164 局長は情報に対する要件を適用除外することができる

局長において当該情報が不必要であることに納得した場合は、手続又は書類において提供されるべき情報を求める本規則の要件を適用除外することができる。

第 20 部 規則の取消

規則 165 1954 年商標規則の廃止

- (1) 1954 年商標規則を廃止する。
- (2) 廃止に拘らず，1954 年商標規則は，有効に存続し，1953 年商標法が法律第 203 条に基づいて継続して適用される事項に係り適用される。

規則 166 1994 年商標(国境保護及び経過措置適用)規則の廃止

1994 年商標(国境保護及び経過措置適用)規則を廃止する。

第 21 部 手数料

規則 167 手数料額

- (1) 本規則に基づいて納付しなければならない各手数料の額は、附則 1 に記載する。
- (2) 本規則に定める手数料は、商品及びサービス税を含まない。

規則 168 局長は手数料の納付前に措置を取ることを拒絶することができる

- (1) 局長は、法律又は本規則に基づき何らかの措置をとることは、手数料が未納のものに係り当該手数料が先ず納付されない限り、拒絶することができる。
- (2) 局長は、法律又は本規則に基づき何らかの申請、通知又は請求については、手数料が未納のものに係り当該手数料が先ず納付されない限り、それを受理することを拒絶することができる。

規則 169 書類提出に併せて所定の手数料納付をするべき要件

所定の手数料を局長に対する書類提出に併せて納付しなければならない旨の本規則における要件は、法律の規定に従うことを条件として、書類提出前に、手数料について局長が認める納付方法の取極めを書類提出の当事者がした場合は、満たされたものとする。

規則 170 納付の方式

- (1) 法律又は本規則に基づいて未納の手数料は、局長が認める方式で納付しなければならない。
- (2) 局長は、認めることができる納付の方式を随時公示しなければならない。

規則 171 通貨

手数料は、すべてニュージーランド通貨で納付しなければならない。

附則 1 手数料

活動	手数料(\$)
1 区分当たりの予備的勧告のみを求める請求	50
2 区分当たりの調査勧告のみを求める請求	50
3 区分当たりの予備的勧告及び調査勧告を求める請求	50
4 区分当たりの商標の登録出願であって (a) 局長が出願者に予備的勧告及び調査勧告を提供し、かつ、 (b) 出願が規則 43 に基づく区分の追加をしない出願の場合	50
5 区分当たりの商標又は連続商標の登録出願であって (a) 商品又はサービスの 1 以上の区分指定を含む登録出願であって、局長が認可している場合 (b) 局長が出願者に予備的勧告若しくは調査勧告又はその両者を提供していない登録出願の場合 (c) 規則 43 に基づく区分の追加がない登録出願の場合	70
6 その他の商標又は連続商標の登録出願であって、規則 43 に基づく区分の追加を含む場合の区分当たり	100
7 区分当たりの商標の登録更新	200
8 商標登録に対する異議申立	350
9 各当事者に対する局長による聴聞	850
10 商標登録の取り消しの申請	350
11 登録無効の宣言を求める申請	350

附則 1A 執行官に関する様式 (省略)

附則 2 2002 年商標法第 137 条に基づく通知の様式 (省略)

附則 3 税関職員に関する様式 (省略)